

東浦町公共施設等総合管理計画

平成28年3月

愛知県知多郡東浦町

はじめに

近年、全国的な傾向として、人口減少や少子高齢化の進行等により社会構造や住民ニーズが変化していることに加え、公共施設等の老朽化に伴う更新費用及び義務的経費の増大等による厳しい財政状況が続く中、公共施設等の維持管理、更新等について、抜本的な見直しが必要となっています。

本町においても、人口増加と住民生活の利便性の向上を図るため、学校や保育園、コミュニティセンター等の建物を始め、道路や上下水道等のインフラを含めた公共施設等の整備を進めてきましたが、今後は、人口が減少し、労働の中核を担う生産者人口が減ることにより、厳しい財政状況が予測されます。そのような状況の中、現在の施設をそのまま維持し、更新するには、平成 27 年度から平成 86 年度の 60 年間で約 569 億円が必要との試算となり、財源確保は困難と言わざるを得ません。（「東浦町公共施設更新計画（Ⅰ）平成 26 年 3 月」参照）

住民生活に必要な公共施設等は維持していかなければなりません。公共施設等を更新するためには莫大な財政的負担が伴うため、計画的に進めていく必要があります。

また、真に必要な住民サービスを提供するためにも、人口減少等の社会の変化に対応し、公共施設等を適切な規模で維持していくことも必要です。

本計画は、以上の認識に立ち、施設の維持管理・更新等の取り組み方針をまとめたものです。

平成 28 年 3 月

愛知県知多郡東浦町

目 次

第1章 計画の目的	1
第2章 計画の位置づけ	2
第3章 施設の現状と将来見通し	3
1 施設の現状	
(1) 建物	3
(2) インフラ	4
2 人口の見通し	5
3 中長期的な更新等に係る経費見込み及び財源見込み	6
(1) 将来負担の推計	6
ア 建物	7
(ア) 更新等単価の設定	7
(イ) 修繕周期の設定	7
(ウ) 将来負担額の推計結果	8
イ インフラ	19
(ア) 更新等単価の設定	19
(イ) 将来負担額の推計結果	19
ウ 将来負担額の合計（建物及びインフラ）	20
(2) 財政状況（普通会計）	20
ア 歳入・歳出の現状	20
イ 投資的経費の現状	21
第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	24
1 計画期間	24
2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	24
3 現状や課題に関する基本認識	24
4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	24
(1) 点検・診断等の実施方針	25
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	25
(3) 安全確保の実施方針	25
(4) 耐震化の実施方針	25
(5) 長寿命化の実施方針	25
(6) 統合や廃止の推進方針	25
(7) 統合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	26
5 フォローアップの実施方針	27

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針-----	27
1 建物-----	27
(1) 行政施設-----	27
(2) 学校教育施設（学校教育課、学校給食センター）-----	31
(3) 子育て支援施設（児童課）-----	34
(4) 社会教育・コミュニティ施設（生涯学習課、図書館）-----	37
(5) 保健福祉施設（福祉課、健康課、商工振興課）-----	41
(6) 体育施設（スポーツ課）-----	46
(7) 公営住宅（都市整備課）-----	49
2 インフラ-----	51
(1) 道路（土木課）-----	51
(2) 河川（土木課）-----	52
(3) 上水道（上下水道課）-----	52
(4-1) 下水道（雨水）（土木課）-----	54
(4-2) 下水道（汚水）（上下水道課）-----	55
(5) 公園（都市整備課）-----	56
(6) 農業用施設（農業振興課）-----	57
第6章 参考資料-----	59
・東浦町公共施設配置図-----	60
・東浦町公共施設更新計画対象施設一覧（分類別）-----	61
・鉄筋コンクリート建物の想定耐用年数について-----	65

第1章 計画の目的

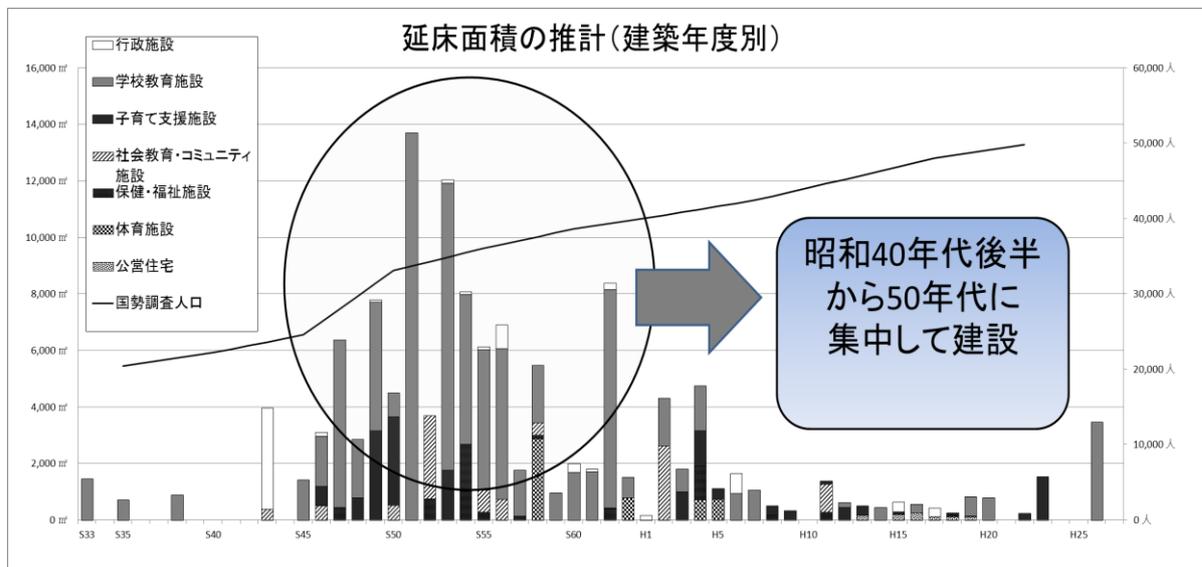
本町が所有する公共施設等は、建物及びインフラがあります。

庁舎、小中学校、保育所等の建物については、昭和40年代後半（1970年代）から昭和60年代（1980年代）にかけて集中的に建設され、現在では老朽化が進んでおり、今後一斉に更新時期を迎えます。

また、道路、河川、上下水道等のインフラにおいても老朽化が進んでおり、修繕や更新が必要となっています。

少子高齢化、人口減少など社会環境が変化する中、厳しい財政状況が続くことが予想され、公共施設等をそのまま維持することは困難です。

したがって、今後の公共施設等の維持管理、更新等については、施設を取り巻く環境の現状及び将来の見通し、課題の把握・分析を行い総合的かつ計画的に管理していかなければなりません。このため、本計画は、今後の施設管理に関する基本的な方針を定めることを目的とします。



なお、本計画で用いる語句の定義は次のとおりです。

公共施設等	公共施設、公用施設その他の本町が所有する建物やその他の工作物、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道）等
維持管理	施設、設備、構造物等の機能を維持させるために必要となる点検・調査・補修
修繕	公共施設等を直すこと。なお、修繕を行った後の効用が従前より大きいか小さいかを問いません。
更新	老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。

第2章 計画の位置づけ

平成26年3月に公表された「東浦町公共施設更新計画（Ⅰ）－現状の把握と今後の基本方針－」では、公共施設等のうち、庁舎、小学校・中学校及び保育園等の建物についてまとめていますが、本計画は、国から示された「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日）に基づき、道路、上下水道施設等の維持管理、更新等を着実に推進するための取組の方向性を指す「インフラ長寿命化計画行動計画」も含め、「公共施設等総合管理計画の策定指針」（平成26年4月22日）により策定します。

なお、本計画は公共施設等の維持管理、更新等の取り組み方針を定めるものであり、施設ごとの具体的な更新計画等は、今後、「個別施設計画」として別途策定します。

第3章 施設の現状と将来見通し

1 施設の現状

(1) 建物

建物は、全部で64施設(179棟)あり、延床面積は約132,500平方メートルです。

各地区単位に保育所や小学校が設置されているほか、コミュニティセンター、児童館、老人憩の家、消防団詰所が配置され、行政サービスの拠点となっています。また、コミュニティ活動等の場としても重要な役割を果たしています。これら各地区設置建物は50施設で面積も多数を占めています。

全町的な施設は14施設あり、庁舎、保健センター、文化センター、中央図書館が町中心部に各1施設、体育施設は4施設が分散設置されています。

なお、本計画の対象とする建物と若干の相違はありますが、平成24年3月に総務省がまとめた抽出調査(111市町村)では、人口1人当たりの公共施設の延床面積の平均は3.2平方メートルとなっています。これに対して、本町は2.7平方メートルですので、決して多い状況ではありません。

ア 施設数、棟数及び延床面積(平成27年4月1日現在)

施設類型	施設名	施設数	棟数	延床面積 m ²
行政施設	庁舎	1	8	5,442.52
	消防団詰所	6	6	599.66
	防災倉庫	1	1	320.08
	総合ボランティアセンター	1	1	146.65

学校教育施設	小学校	7	57	51,074.50
	中学校	3	29	32,987.00
	学校給食センター	1	1	3,475.21
子育て支援施設	保育所	8	10	11,035.58
	児童館 子育て支援センター	7	11	4,034.66
	なかよし学園	1	1	238.49
社会教育・ コミュニティ施設	文化センター	1	1	1,993.50
	コミュニティ 藤江公民館	6	6	3,893.31
	中央図書館	1	1	2,635.00
	郷土資料館	1	3	999.72
	はなのき会館	1	1	453.03

保健・福祉施設	生きがい活動支援通所 (高齢者ふれあい施設 ひだまり)	1	1	261.00
	福祉センター	1	1	1,186.00
	老人憩の家 東ヶ丘交流館	8	9	1,851.57
	保健センター	1	2	1,040.31
	勤労福祉会館	1	1	2,695.00
体育施設	体育館	1	1	2,871.99
	ふれあいセンター 藤江コミュニティセンター	3	3	2,254.86
公営住宅	町営住宅	2	24	1,007.87

*消防署支署は知多中部広域事務組合の所有施設のため、本計画対象外としました。

*旧学校給食センターは含みません。

イ 構造・経過年別の床面積

建物を構造別に区分すると、小中学校や保育園、庁舎などの大規模施設の多くが鉄筋コンクリートで造られており、床面積で約112,300平方メートル(101棟)で85パーセントを占めています。鉄骨造は約15,300平方メートル(38棟)で11パーセント、木造は約4,300平方メートル(38棟)で3パーセント、その他構造は約600平方メートル(2棟)で1パーセント未満です。

*第6章 参考資料中「東浦町公共施設更新計画対象施設一覧(分類別)」(P61参照)

(2) インフラ

本町が管理する道路延長は396キロメートルで、幹線道路及び市街地内の道路は、ほぼ100パーセント舗装されています。

上水道施設の配水管路延長は300キロメートルで、普及率(給水人口/行政区域内人口)は、ほぼ100パーセントです。

今後は配水管路の耐震化や耐用年数を迎える管路の更新などの管理の時代となってきます。

公共下水道(汚水)施設の整備は比較的新しく、平成元年から一部供用が開始され、整備率(整備済区域面積/都市計画決定面積)86パーセント、管路延長は165キロメートルです。

また、雨水施設の中心となる幹線管路延長は25キロメートル、ポンプ場は、藤江、緒川及び森岡地区の建設を終え、石浜及び生路地区の建設を予定しています。

老朽化が進むインフラは、長寿寿命化計画を策定し、計画的・効率的な維持管理を実施しています。

インフラの状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

施設類型	種 別	延長、箇所数	備 考
道 路	路 線	396 km	
	橋りょう	70 橋	長寿命化計画策定済
河 川	準用河川	約 5 km	
	普通河川	約 22 km	
上水道		299, 769m	
公共下水道	雨 水	25, 682m	ポンプ場（3 箇所）は長寿命化計画策定済
	汚 水	164, 679m	
公 園	都市公園 （総合公園含む）	55 施設	長寿命化計画策定済
	ふれあい広場	24 施設	
農業用排水機場		9 施設	

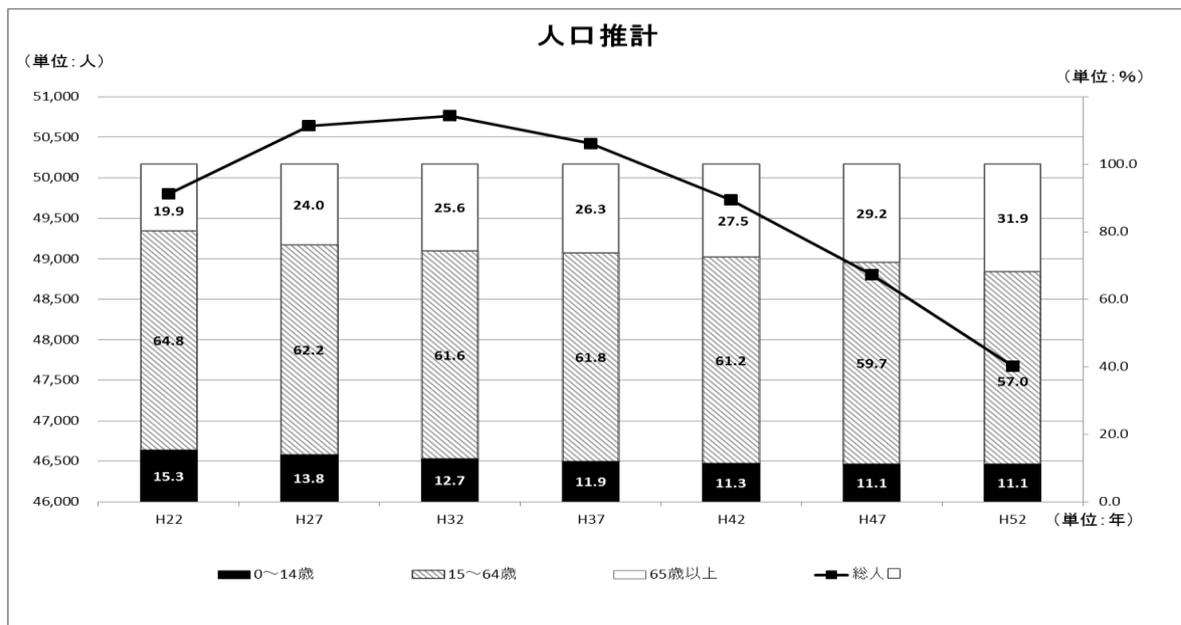
2 人口の見通し

国の社会保障制度の設計を始めとした各種経済・社会計画の基礎資料として用いられてきた国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」による長期的な予測では、平成 32 年（2020 年）頃から本町の人口は減少に転じ、平成 52 年（2040 年）には、平成 22 年（2010 年）の人口と比べ 2, 100 人程度減少するものと予想されています。

全体数では、4.3 パーセント程度減少の予測ですが、これを年齢構成別に比較すると、65 歳以上の高齢者人口が大幅に増加し、平成 22 年（2010 年）の総数から平成 52 年（2040 年）までに 9, 934 人から 15, 198 人へと約 5, 200 人、約 1.5 倍の増加となるのに対し、労働力の中核を担う生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）は約 5, 000 人以上減少、年少人口（15 歳未満）も 2, 300 人程度減少するものと予測されています。

また、高齢者人口の増加に伴う扶助費（社会保障費など、住民福祉を支えるための経費）の増加、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少など、人口構造の変化は本町財政にも多大な影響を及ぼすものと考えられます。

(単位：人)



年	H22	H27	H32	H37	H42	H47	H52
愛知県	7,410,719	7,470,407	7,440,404	7,348,135	7,213,147	7,046,425	6,855,632
東浦町	総数	49,800	50,640	50,765	50,425	49,725	47,676
	0~14歳	7,607	6,972	6,462	6,007	5,609	5,297
	15~64歳	32,260	31,511	31,291	31,148	30,428	29,154
	65歳以上	9,934	12,157	13,012	13,270	13,688	14,230

男女・年齢(5歳)階級別データ『日本の地域別将来推計人口』(平成25年3月推計)

3 中長期的な更新等に係る経費見込み及び財源見込み

(1) 将来負担の推計

建物は多数の部材から成り立っており、それぞれ耐用年数が異なりますが、各部材の実質的な耐用年数は、塗装部分で3年から5年と比較的短く、防水部分は10年から15年、設備機器は20年から30年程度が多数です。また、物理的な耐用年数の他に、機能的や経済的な耐用年数も考えられます。

これらの耐用年数の中で最も長いものは構造躯体であり、構造躯体の残存耐用年数を残したまま建て替えることは、現存している財産価値を処分することともいえます。

一般に鉄筋コンクリート建物の寿命は、コンクリートに大気中の炭酸ガスが徐々に浸透し、アルカリ性を弱めること(中性化)により、内部の鉄筋が錆びるまでの間で、65年以上といわれていますが、「建築物の耐久計画に関する考え方」(社)日本建築学会によると鉄筋コンクリート建物の耐用年数は60年とされています。

こうしたことから、本町が所有する現有建物の延床面積が約9割を占める鉄筋

コンクリート建物の耐用年数は60年（鉄骨は45年、木造は30年）とし、経費算出期間は、「2人口の見通し」と同じく、平成27年度（2015年度）から平成52年度（2040年度）までの26年間とします。

ア 建物

（ア）更新等単価の設定

更新単価の設定については、財団法人自治総合センターが既に再整備費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績及び設定単価を基に算出した金額を採用します。

修繕単価の設定については、本町で過去に実施した外壁修繕及び屋根修繕の工事記録から、1平方メートルあたりの平均修繕単価としました。

但し、電気、ガス、水道、空調等の修繕費用については、修繕単価設定時に加味していないため、これらの費用は別途必要となります。

施設類型	修繕単価 (単位：千円/㎡)	更新単価 (単位：千円/㎡)
行政施設	11	400
学校教育施設	11	330
子育て支援施設	11	330
社会教育・コミュニティ施設	11	400
保健・福祉施設	11	360
体育施設	11	360
公営住宅	11	280

※更新単価は、（財）自治総合センター「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書」内での設定単価を採用しました。（同施設類型でも、更新する建物の施設内容により、個々に積算した更新額とは異なる場合もあります）

※更新単価には、解体に係る費用も含まれています。

※外壁及び屋根の修繕単価については、本町で過去に実施された工事費500万円以上の工事を対象に算出しました。（プールは55千円/㎡）

※各小中学校に設置されているプール及び屋内運動場については、体育施設と同様の更新単価としました。

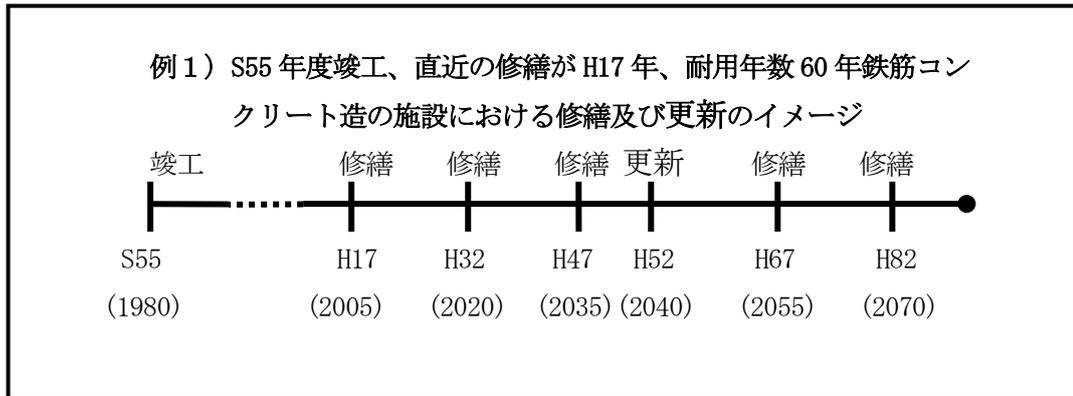
（イ）修繕周期の設定

修繕周期については、本町で所有する工事記録に基づき、直近で実施された修繕工事から15年周期で外壁及び屋根の修繕費用を計上します。

工事記録のない施設及び棟については、竣工年度から15年周期で外壁及び屋根の修繕費用を計上します。

なお、各施設とも、棟毎に耐用年数60年を迎えた年度を起点に、新たに15

年周期で修繕費用を計上します。



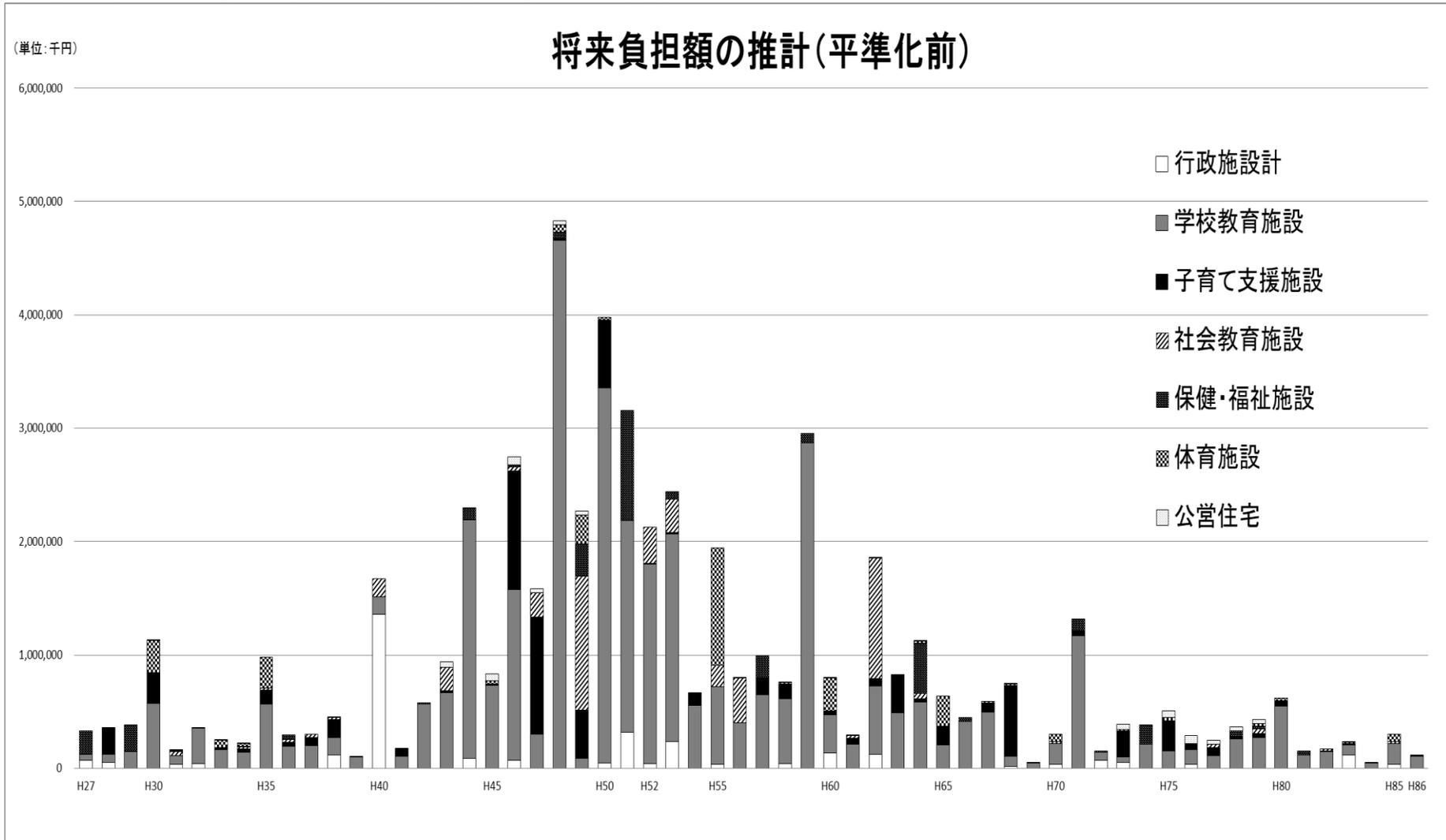
(ウ) 将来負担額の推計結果

前述の条件を踏まえ、鉄筋コンクリート建物の耐用年数を 60 年とし対象施設の修繕、更新に必要となる金額を推計したところ、平成 27 年度 (2015 年度) から平成 52 年度 (2040 年度) までの 26 年間で修繕に約 35 億 5 千万円、更新に約 293 億 1 千万円、総額約 328 億 6 千万円が必要となり、単純に 26 年で割り返すと年間約 12 億 6 千万円が必要となります。

【参考】「東浦町公共施設更新計画 (I) - 現状の把握と今後の基本方針 - 」
平成 27 年度 (2015 年度) から平成 86 年度 (2074 年度) までの 60 年間で
は修繕に約 81 億 2 千万円、更新に約 487 億 8 千万円、総額約 569 億円が必要
となります。

* 「将来負担額の推計【耐用年数 60 年 平準化前】」 (P9、10 参照)

将来負担額の推計【耐用年数 60 年 平準化前】 *公園含む



各年度の事業費詳細（耐用年数60年 平準化前）

（単位：千円）

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
修繕	59,010	83,310	156,427	39,297	116,780	91,786	233,454	212,617	197,680	294,266
建替	1,106,658	226,581	225,000	571,508	58,416	278,100	40,590	0	833,330	166,650
合計	1,165,668	309,891	381,427	610,805	175,196	369,886	274,044	212,617	1,031,010	460,916
年度	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46
修繕	293,685	275,344	103,639	156,407	61,022	113,331	83,136	173,757	66,568	69,565
建替	5,940	211,315	0	1,516,948	14,190	511,920	852,912	1,954,260	734,220	2,620,025
合計	299,625	486,659	103,639	1,673,355	75,212	625,251	936,048	2,128,017	800,788	2,689,590
年度	H47	H48	H49	H50	H51	H52	H27～H52合計			
修繕	47,366	228,449	100,021	67,545	106,115	116,246	3,546,823			
建替	1,536,670	4,681,584	2,182,440	3,911,267	3,064,340	2,010,168	29,315,032			
合計	1,584,036	4,910,033	2,282,461	3,978,812	3,170,455	2,126,414	32,861,855			
年度	H53	H54	H55	H56	H57	H58	H59	H60	H61	H62
修繕	112,977	528	41,791	9,606	79,469	56,889	77,216	58,026	190,873	129,051
建替	2,374,106	666,216	1,713,321	731,448	961,814	701,517	2,975,010	713,081	304,590	1,732,836
合計	2,487,083	666,744	1,755,112	741,054	1,041,283	758,406	3,052,226	771,107	495,463	1,861,887
年度	H63	H64	H65	H66	H67	H68	H69	H70	H71	H72
修繕	206,640	123,767	243,297	136,864	133,872	125,253	49,134	353,574	32,938	68,793
建替	623,610	1,012,590	447,230	482,790	460,661	618,858	3,300	1,980	119,984	933,942
合計	830,250	1,136,357	690,527	619,654	594,533	744,111	52,434	355,554	152,922	1,002,735
年度	H73	H74	H75	H76	H77	H78	H79	H80	H81	H82
修繕	66,454	214,359	134,114	171,042	177,882	242,630	171,660	264,007	166,969	164,860
建替	273,573	200,370	342,670	129,137	73,764	125,154	260,610	356,070	0	5,940
合計	340,027	414,729	476,784	300,179	251,646	367,784	432,270	620,077	166,969	170,800
年度	H83	H84	H85	H86	H27～H86合計					
修繕	127,562	49,662	353,673	40,184	8,122,439					
建替	109,920	0	0	14,190	48,785,314					
合計	237,482	49,662	353,673	54,374	56,907,753					

また、このままでは修繕及び更新費用が集中し多大な財政負担が生じる年度があるため、鉄筋コンクリート造の耐用年数 60 年（「建築物の耐久計画に関する考え方」（社）日本建築学会における物理的耐用年数：RC造の望ましい目標耐用年数・普通の品質の場合・代表値 60 年）を更新時期の基準としたうえで、経済的、機能的耐用年数を考慮し、目標耐用年数を 55 年から 70 年として平準化した費用を算出しました。

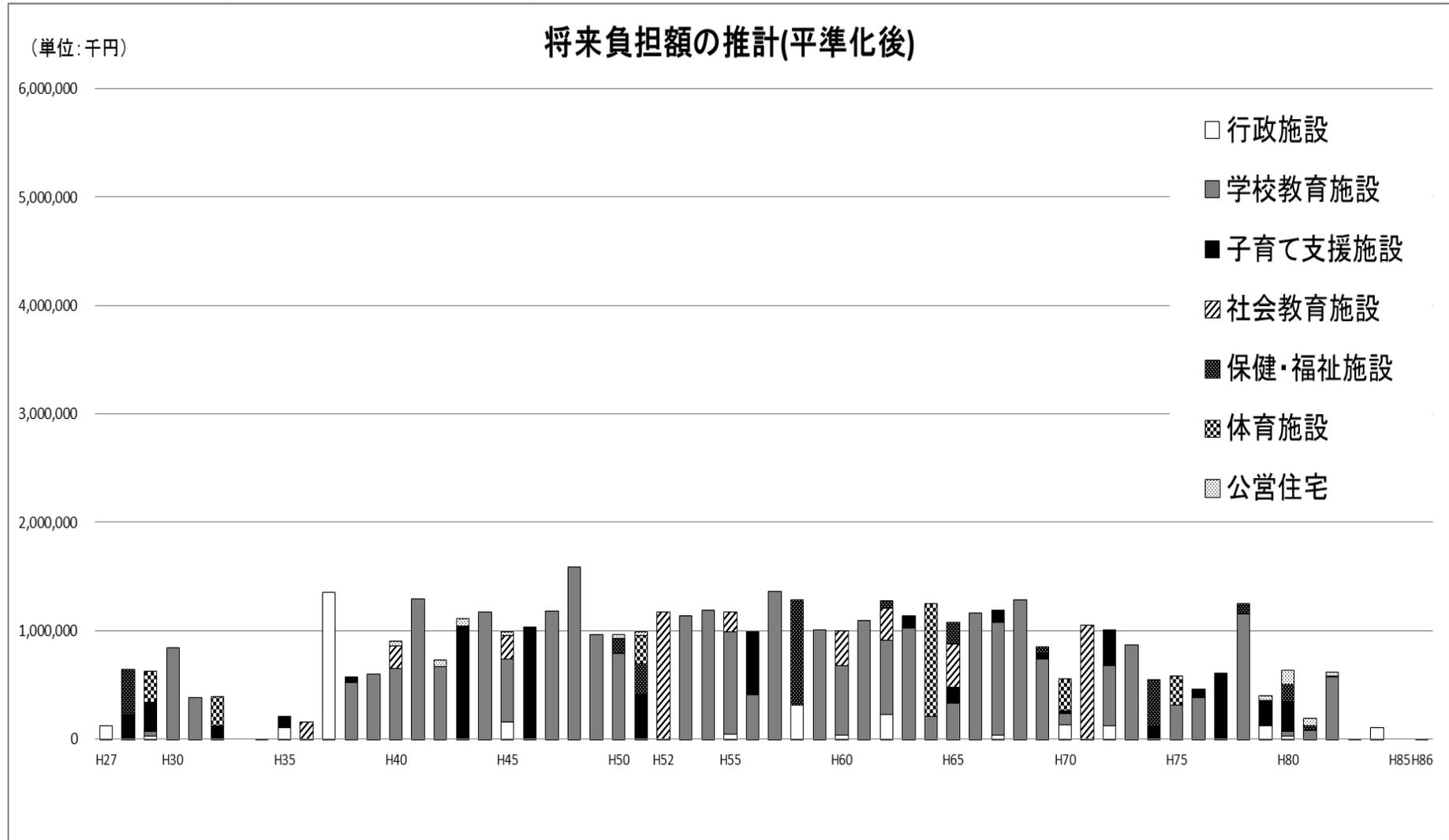
この結果、対象施設の修繕及び更新に必要となる金額を推計したところ、平成 27 年度（2015 年度）から平成 52 年度（2040 年度）までの 26 年間で修繕に約 38 億 5 千万円、更新に約 203 億 3 千万円、総額約 241 億 8 千万円が必要となり単純に 26 年で割り返すと、年間約 9 億 3 千万円が必要となります。

【参考】「東浦町公共施設更新計画（I） - 現状の把握と今後の基本方針 - 」

平成 27 年度（2015 年度）から平成 86 年度（2074 年度）までの 60 年間では修繕に約 86 億 3 千万円、更新に約 487 億 8 千万円、総額約 574 億円 1 千万円必要となります。（学校施設を中心に建替時期を変更したことで、各年度の必要経費はおよそ 10 億円から 15 億円に収まりましたが、建替時期を遅らせた施設については、修繕回数が増加したものもあるため、全体の必要費用としては平準化前と比較して 5 億円程度増加しています。）

* 「将来負担額の推計【耐用年数 60 年 平準化後】」（P12、13 参照）

将来負担額の推計【耐用年数 60年 平準化後】 *公園含む



各年度の事業費詳細（耐用年数60年 平準化後）

（単位：千円）

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
修繕	59,010	83,310	156,427	36,448	116,780	44,677	227,852	205,647	204,649	294,266
建替	908,532	649,707	629,924	318,690	386,100	447,230	166,650	5,940	211,315	158,940
合計	967,542	733,017	786,351	355,138	502,880	491,907	394,502	211,587	415,964	453,206

年度	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46
修繕	293,685	244,420	89,360	156,407	61,022	105,126	107,464	197,292	32,218	73,357
建替	1,358,008	526,110	601,920	906,372	1,298,880	734,220	1,116,605	1,173,480	834,578	1,032,032
合計	1,651,693	770,530	691,280	1,062,779	1,359,902	839,346	1,224,069	1,370,772	866,796	1,105,389

年度	H47	H48	H49	H50	H51	H52	H27～H52合計
修繕	68,637	240,238	156,506	70,402	235,849	288,803	3,849,852
建替	1,184,700	1,590,930	966,030	939,924	1,011,440	1,171,000	20,329,257
合計	1,253,337	1,831,168	1,122,536	1,010,326	1,247,289	1,459,803	24,179,109

年度	H53	H54	H55	H56	H57	H58	H59	H60	H61	H62
修繕	207,152	53,595	200,521	70,573	154,751	132,576	244,579	130,067	127,012	108,929
建替	1,141,140	1,189,980	996,546	991,481	1,368,180	1,288,280	1,009,800	1,000,368	1,097,580	1,276,526
合計	1,348,292	1,243,575	1,197,067	1,062,054	1,522,931	1,420,856	1,254,379	1,130,435	1,224,592	1,385,455

年度	H63	H64	H65	H66	H67	H68	H69	H70	H71	H72
修繕	206,996	124,567	65,425	95,095	164,378	104,721	89,698	100,245	100,464	159,134
建替	1,136,796	1,242,741	1,075,569	1,166,813	1,188,837	1,291,290	908,640	756,311	1,054,000	1,009,406
合計	1,343,792	1,367,308	1,140,994	1,261,908	1,353,215	1,396,011	998,338	856,556	1,154,464	1,168,540

年度	H73	H74	H75	H76	H77	H78	H79	H80	H81	H82
修繕	139,973	129,829	188,674	149,075	94,420	268,233	218,514	90,669	122,695	130,769
建替	871,410	613,970	750,270	469,901	612,918	658,454	676,635	666,567	198,918	616,680
合計	1,011,383	743,799	938,944	618,976	707,338	926,687	895,149	757,236	321,613	747,449

年度	H83	H84	H85	H86	H27～H86合計
修繕	157,006	186,924	147,041	115,225	8,629,377
建替	5,940	109,920	0	14,190	48,785,314
合計	162,946	296,844	147,041	129,415	57,414,691

しかし、鉄筋コンクリート建物の物理的耐用年数は、コンクリートの中性化により鉄筋が錆びて寿命となることから、平成 27 年度に実施した「東浦町公共施設耐久度調査」による中性化の進行深度結果を参考にしつつ、「(社)建築物の耐久計画に関する考え方(日本建築学会)」が提案する算出式に基づき 80 年を想定耐用年数として長寿命化を図り、財政負担の軽減、平準化をします。

但し、一律に耐用年数を 80 年にするのではなく、機能面等も考慮し設定します。

*第 6 章 参考資料中「鉄筋コンクリート建物の想定耐用年数について」参照

これにより、平成 27 年度(2015 年度)から平成 52 年度(2040 年度)までの 26 年間に必要な費用を算出した結果、平準化前では、修繕に約 42 億 1 千万円、更新に約 45 億円、総額約 87 億 1 千万円となり、単純に 26 年で割り返すと、年間約 3 億 4 千万円が必要となります。

【参考】

平成 27 年度(2015 年度)から平成 86 年度(2074 年度)までの 60 年間では修繕に約 87 億 3 千万円、更新に約 474 億 4 千万円、総額約 561 億 7 千万円が必要となります。

*「将来負担額の推計【耐用年数 80 年 平準化前】」(P15、16 参照)

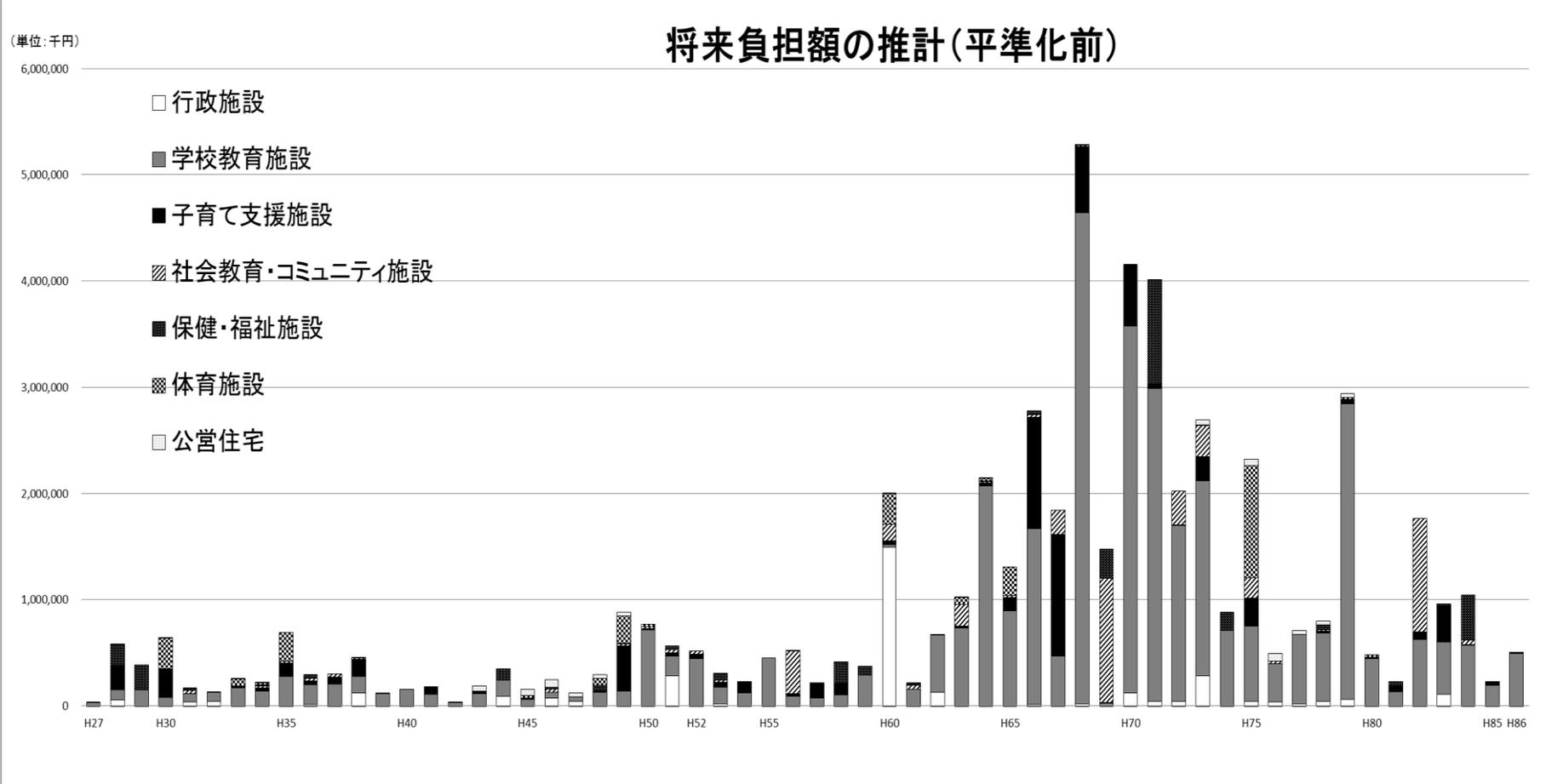
平準化後では、修繕に約 40 億 9 千万円、更新に約 108 億 4 千万円、総額約 149 億 3 千万円となり、単純に 26 年で割り返すと、年間約 5 億 7 千万円が必要となります。(目標耐用年数を 60 年から 80 年とし、年間の総額が概ね 10 億円(≒561 億円÷60 年)程度になるよう平準化を図りましたが、平成 27 年からの 26 年間は、平準化前の方が更新時期を迎える施設数が少ないため、総額では約 62 億 2 千万円増加しました。)

【参考】

平成 27 年度(2015 年度)から平成 86 年度(2074 年度)までの 60 年間では修繕に約 86 億 6 千万円、更新に約 474 億 4 千万円、総額約 561 億円が必要となります。(学校施設を中心に建替時期を変更(前倒し)したことで、修繕回数が減少し、全体の必要費用としては平準化前と比較して約 7 千万円減少しました。)

*「将来負担額の推計【耐用年数 80 年 平準化後】」(P17、18 参照)

将来負担額の推移【耐用年数 80 年 平準化前】 *公園含まず



各年度の事業費詳細（耐用年数80年 平準化前）

（単位：千円）

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
修繕	35,919	105,037	158,920	70,446	109,372	92,193	212,659	221,322	197,680	294,266
建替	0	476,291	225,000	571,508	58,416	38,520	40,590	0	490,180	0
合計	35,919	581,328	383,920	641,954	167,788	130,713	253,249	221,322	687,860	294,266

年度	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46
修繕	293,685	230,504	117,390	157,503	126,742	35,919	126,018	165,019	97,717	104,677
建替	5,940	220,710	0	0	53,915	0	60,852	184,084	58,740	138,481
合計	299,625	451,214	117,390	157,503	180,657	35,919	186,870	349,103	156,457	243,158

年度	H47	H48	H49	H50	H51	H52	H27～H52合計
修繕	83,807	210,074	166,986	240,222	285,338	274,617	4,214,030
建替	35,244	84,564	715,003	525,600	276,784	239,580	4,500,002
合計	119,051	294,638	881,989	765,822	562,122	514,197	8,714,032

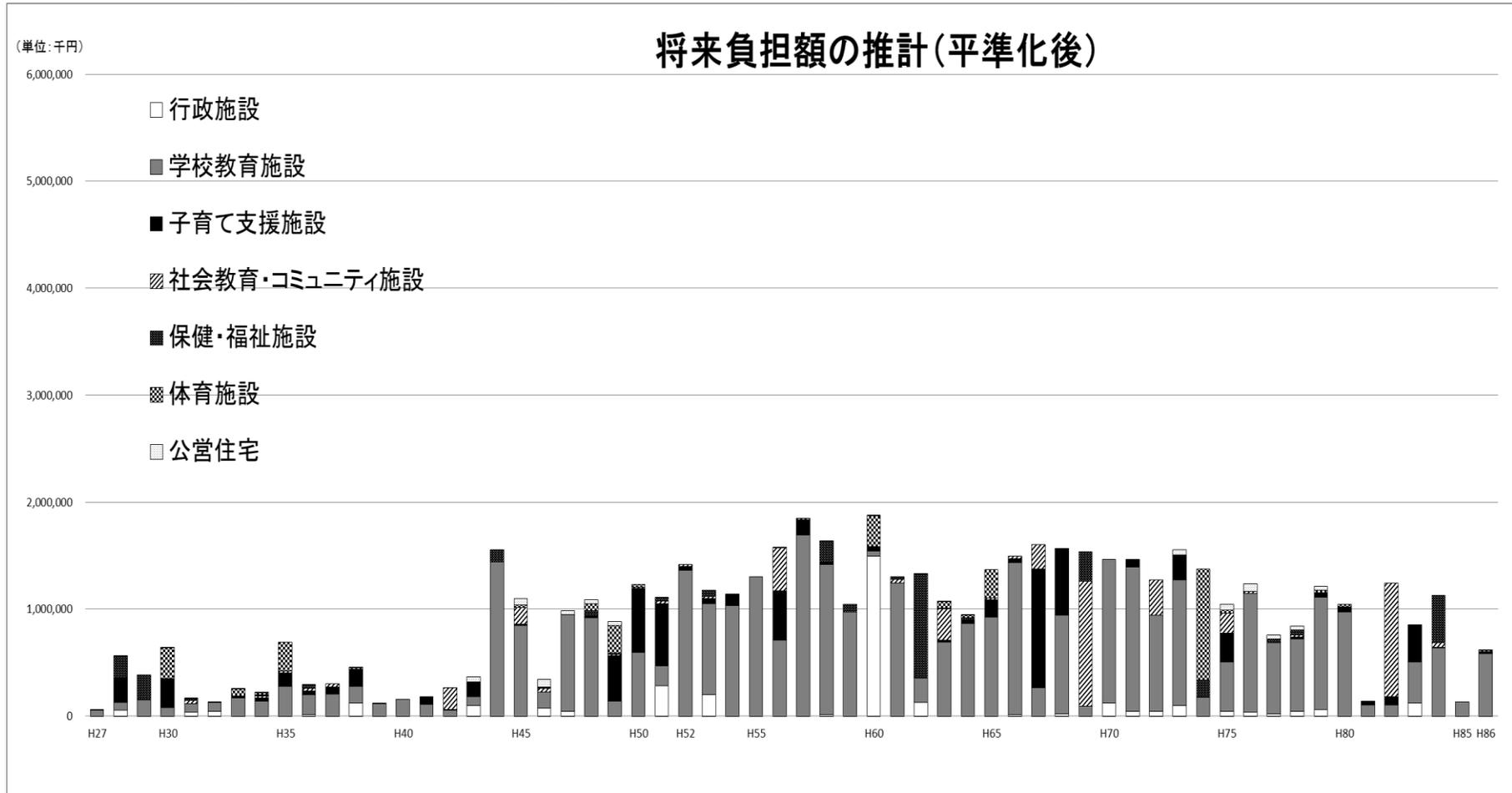
年度	H53	H54	H55	H56	H57	H58	H59	H60	H61	H62
修繕	238,295	120,669	157,503	119,186	21,690	104,325	165,131	36,061	110,487	31,285
建替	65,160	108,576	291,060	399,888	194,175	309,751	207,120	1,966,689	103,620	635,036
合計	303,455	229,245	448,563	519,074	215,865	414,076	372,251	2,002,750	214,107	666,321

年度	H63	H64	H65	H66	H67	H68	H69	H70	H71	H72
修繕	230,792	184,651	234,431	228,781	261,849	128,272	27,347	244,998	39,010	9,001
建替	792,060	1,959,870	1,070,620	2,549,304	1,580,127	5,153,003	1,446,317	3,911,267	3,974,100	2,010,168
合計	1,022,852	2,144,521	1,305,051	2,778,085	1,841,976	5,281,275	1,473,664	4,156,265	4,013,110	2,019,169

年度	H73	H74	H75	H76	H77	H78	H79	H80	H81	H82
修繕	60,434	161,494	77,584	30,991	62,648	84,652	180,420	122,903	226,472	147,202
建替	2,634,103	720,720	2,245,098	460,697	643,277	715,046	2,759,890	356,400	0	1,615,660
合計	2,694,537	882,214	2,322,682	491,688	705,925	799,698	2,940,310	479,303	226,472	1,762,862

年度	H83	H84	H85	H86	H27～H86合計
修繕	225,042	46,752	228,388	174,777	8,737,552
建替	733,530	999,720	0	330,330	47,442,384
合計	958,572	1,046,472	228,388	505,107	56,179,936

将来負担額の推移【耐用年数 80 年 平準化後】 *公園含まず



各年度の事業費詳細（耐用年数80年 平準化後）

（単位：千円）

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
修繕	57,646	83,310	158,920	70,446	109,372	92,193	212,659	221,322	197,680	294,266
建替	0	476,291	225,000	571,508	58,416	38,520	40,590	0	490,180	0
合計	57,646	559,601	383,920	641,954	167,788	130,713	253,249	221,322	687,860	294,266

年度	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46
修繕	293,685	230,504	117,540	157,503	126,742	57,646	101,018	165,019	66,568	100,432
建替	5,940	220,710	0	0	53,915	204,000	262,601	1,388,550	1,032,360	242,101
合計	299,625	451,214	117,540	157,503	180,657	261,646	363,619	1,553,569	1,098,928	342,533

年度	H47	H48	H49	H50	H51	H52	H27～H52合計
修繕	91,811	210,074	166,749	240,195	251,120	211,960	4,086,378
建替	889,944	873,924	715,003	991,481	861,002	1,202,580	10,844,616
合計	981,755	1,083,998	881,752	1,231,676	1,112,122	1,414,540	14,930,994

年度	H53	H54	H55	H56	H57	H58	H59	H60	H61	H62
修繕	155,285	60,827	157,503	98,348	60,996	69,040	183,009	66,333	114,732	85,127
建替	1,023,030	1,076,796	1,141,140	1,477,934	1,785,105	1,566,306	862,500	1,809,729	1,184,700	1,242,716
合計	1,178,315	1,137,623	1,298,643	1,576,282	1,846,101	1,635,346	1,045,509	1,876,062	1,299,432	1,327,843

年度	H63	H64	H65	H66	H67	H68	H69	H70	H71	H72
修繕	192,040	163,488	149,145	135,821	169,912	100,784	91,100	134,070	238,332	104,904
建替	881,260	779,220	1,220,020	1,357,800	1,434,327	1,463,813	1,446,317	1,331,826	1,227,840	1,166,028
合計	1,073,300	942,708	1,369,165	1,493,621	1,604,239	1,564,597	1,537,417	1,465,896	1,466,172	1,270,932

年度	H73	H74	H75	H76	H77	H78	H79	H80	H81	H82
修繕	104,170	175,435	123,162	71,283	113,356	123,684	175,261	176,228	138,927	182,190
建替	1,450,443	1,196,996	922,762	1,165,577	643,277	715,046	1,033,420	868,320	0	1,059,940
合計	1,554,613	1,372,431	1,045,924	1,236,860	756,633	838,730	1,208,681	1,044,548	138,927	1,242,130

年度	H83	H84	H85	H86	H27～H86合計
修繕	112,931	125,432	134,747	284,910	8,658,889
建替	733,530	999,720	0	330,330	47,442,384
合計	846,461	1,125,152	134,747	615,240	56,101,273

イ インフラ

(ア) 更新等単価の設定

インフラとは、道路、橋りょう、上下水道、公園、農業用排水機であります。

年間に必要となる修繕・更新単価は、長寿命化計画が作成されているものは、「計画期間における更新費用／計画期間」とし、長寿命化計画が作成されていないものについては、「平成 23 年度から平成 25 年度の平均実績額」とします。また、都市計画決定されている施設等、今後整備が確実に実施されると予想される新設整備費も加味します。

道路・橋梁

種 別	修繕・更新単価 (単位：千円／年)	備 考
道 路	400,584	
橋りょう	11,000	長寿命化計画有

上水道

上水道	174,063	
-----	---------	--

*第一配水池の改修費用も含めています

下水道

公共下水道（雨水）	370,985	長寿命化計画有 (ポンプ場)
公共下水道（汚水）	71,516	

*「下水道（雨水）」は、石浜及び生路ポンプ場の整備費も含めています

公 園

総合公園	6,700	長寿命化計画有
都市公園	28,750	長寿命化計画有
ふれあい広場	1,087	

農業用排水機場

農業用排水機場	14,539	
---------	--------	--

(イ) 将来負担額の推計結果

上記表の合計がインフラに必要な修繕・更新単価で、年間約 10 億 8 千万円、26 年間では 280 億 6 千万円必要となります。

なお、会計別では、次のとおりとなります。

普通会計	年間約 8 億 3 千万円
企業及び特別会計（上水道、下水道（汚水））	年間約 2 億 5 千万円

ウ 将来負担額の合計（建物及びインフラ）

建物及びインフラの年間推計結果は、次のとおりになります。

普通会計	約5億7千万円（建物）＋約8億3千万円（インフラ）＝約14億円
企業及び特別会計 （上水道、下水道（汚水））	約2億5千万円
合計	約16億5千万円

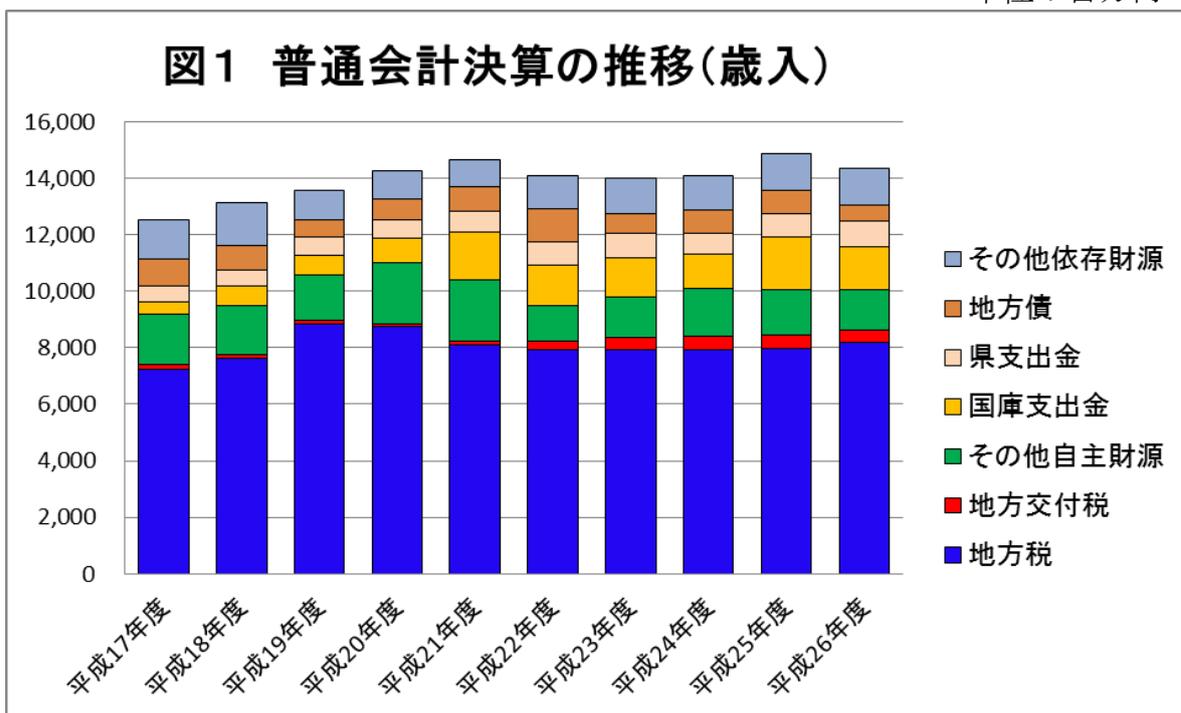
（2）財政状況（普通会計）

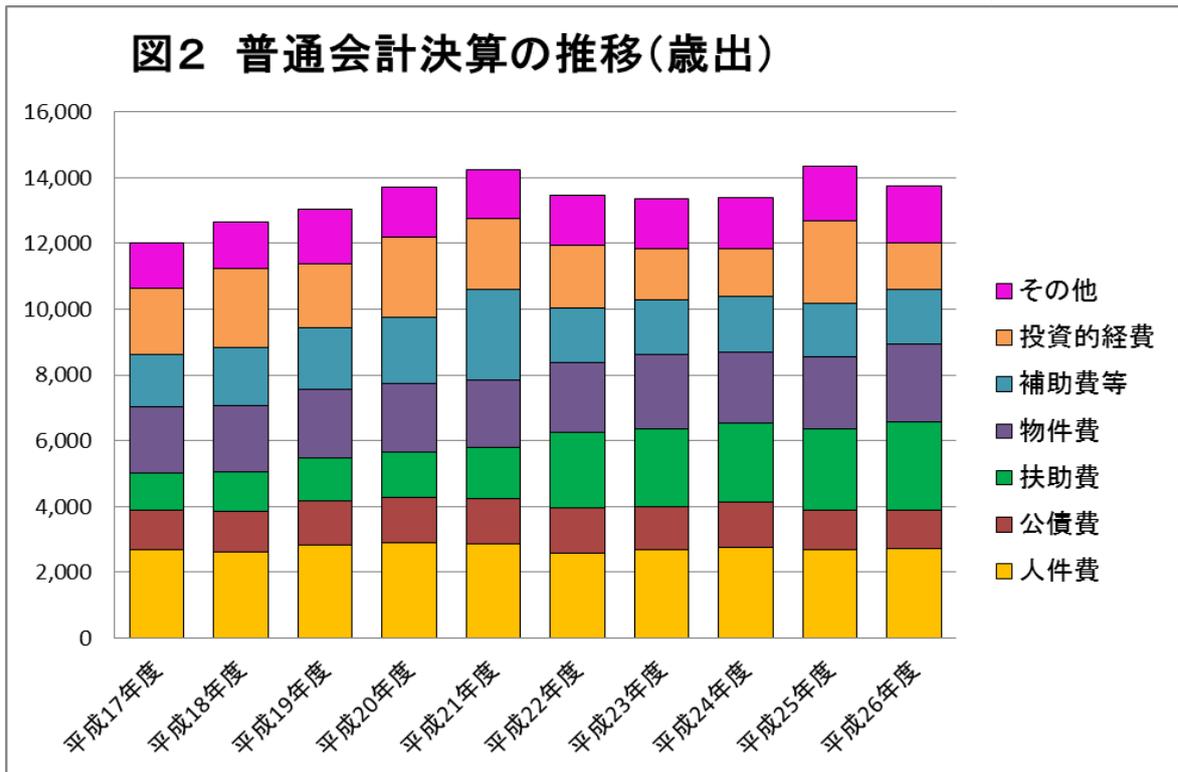
ア 歳入・歳出の現状

平成17年度から平成26年度の決算を普通会計ベースで見ると、歳入総額は、概ね122億円から145億円です。（図1）

歳出総額は、概ね120億円から142億円で、義務的経費が毎年度増加しています。この義務的経費の増加要因は、高齢者や障がい者の方への医療費や各種手当などの扶助費です。（図2、図3）

単位：百万円





イ 投資的経費の現状

投資的経費とは、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費の合計額で、支出の効果が短期間に留まらない資本形成を伴うような事業の経費であり、建物建設、インフラ整備、高額備品の購入費などがこれに該当します。(図2、図3)

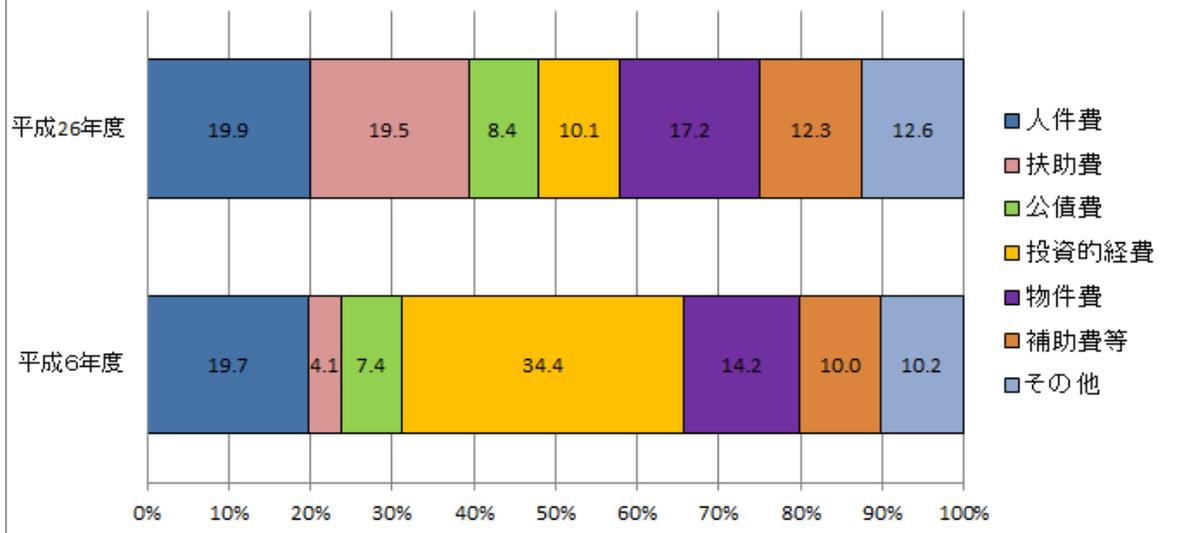
本計画で対象としている公共施設等の維持、更新費用については(企業及び特別会計を除いて)基本的に普通会計ベースの投資的経費になるので、投資的経費をいくら捻出できるかが公共施設等の修繕、更新のためファイナンスを考える上で重要になってきます。

既に示した「図2 普通会計決算の推移(歳出)」を見てのとおり、最近の5年度間だけでも、投資的経費が減少傾向となっています。

さらに遡って、過去20年度間で投資的経費のピークであった平成6年度と平成26年度決算を比べると、歳出全体に占める投資的経費の支出割合は24.3パーセント、25億5千万円の減額となっています。これは、先の21年度から26年度の決算状況と同様に扶助費の増加によるものです。総歳出額は18億3千万円増えているにもかかわらず、投資的経費が減っているということは、投資的経費を縮減して、増大する扶助費を賄っている状況と言えます。(図3)

単位：％

図3 平成6年度と平成26年度の歳出割合比較(普通会計)



平成26年度決算の投資的経費の内訳をみると、主に公園、緑化整備及び道路整備に充てられており、公共施設等の中でも建物に投資ができにくくなっている状況になっています。

なお、平成26年度は大規模な災害等がなく標準的な年度とみなすことができるので、建物の修繕、更新に投資した額約2億6千万円及び、インフラに投資した額約8億円を本計画における今後の年間投資可能額とします。(図4)

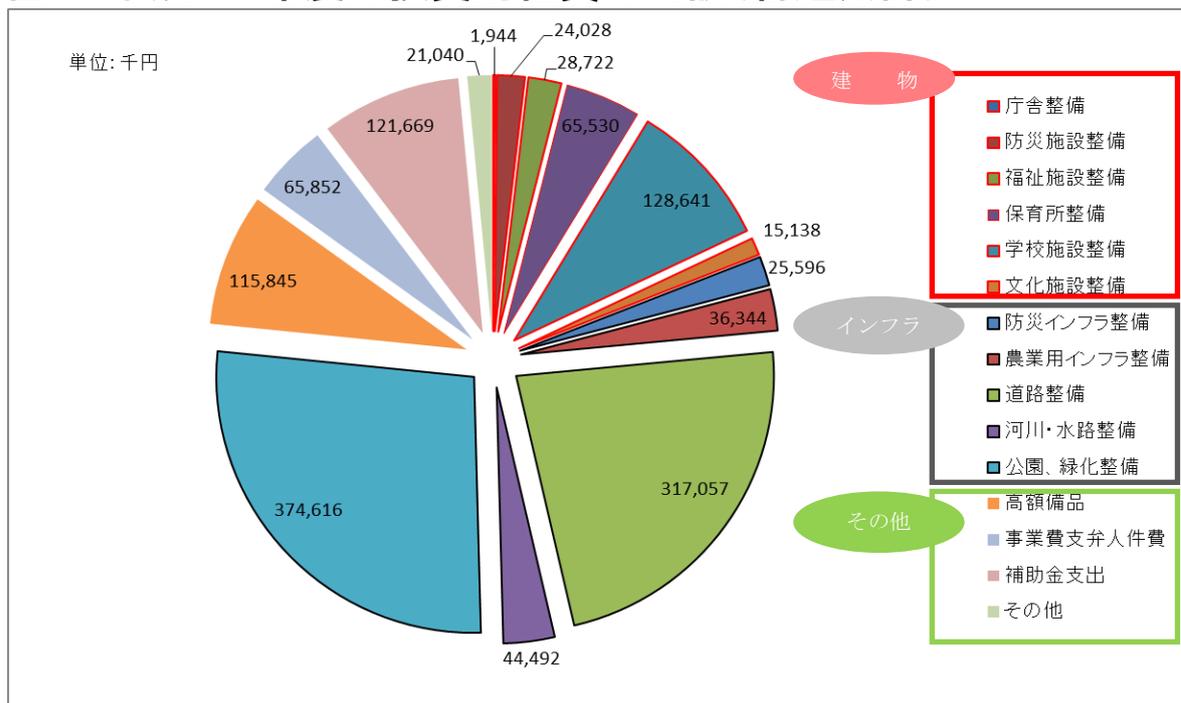
* 建物の修繕、更新に投資した額(図4)

1,944千円(庁舎整備) + 24,028千円(防災施設整備) + 28,722千円(福祉施設整備) + 65,530千円(保育所整備) + 128,641千円(学校施設整備) + 15,138千円(文化施設整備) = 264,003千円

* インフラに投資した額(図4)

25,596千円(防災インフラ整備) + 36,344千円(農業用インフラ整備) + 317,057千円(道路整備) + 44,492千円(河川・水路整備) + 374,616千円(公園、緑化整備) = 798,105千円

図4 平成26年度の投資的経費の内訳(普通会計)



第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

公共施設等の現状及び将来の見通しを踏まえ、施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針として以下を定めます。

1 計画期間

第5次、第6次東浦町総合計画に合わせ、平成28年度（2016年度）から平成42年度（2030年度）の14年間を計画期間とします。ただし、災害等により本町の財政状況が大きく変動した場合には、計画期間内であっても必要に応じて適宜見直すものとします。

2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設等の管理運営は所管部門ごとの判断に基づいて行われていますが、大規模修繕や更新の実施は、優先度、他施設との複合化の可能性など、本町全体としての最適化の観点から検討・判断することが不可欠になります。

したがって、企画部門、財政部門及び所管部門の協議、情報共有など連携を取りつつ施設更新の計画を策定し、既存の行政経営会議を活かしながら、全庁的な視点で現状分析や今後のあり方について検討する組織体制及び、責任の所在、役割を明確にし、必要な意思決定を確実に行っていく仕組みを構築します。

また、所管部門に技術的アドバイスが効果的にできる体制を整備します。

3 現状や課題に関する基本認識

建物の老朽化が進み、更新等が集中することが懸念される中、安全・安心を確保することが課題になります。（安全面）

建物の修繕、更新の経費に年間約5億7千万円が見込まれますが、これは、現在施設の約5割（注）しか維持できません。（財政面）

（注）：普通会計

約2億6千万円（建物年間投資可能額）÷約5億7千万円（建物年間修繕・更新必要額：耐用年数80年 平準化後の26年間平均）＝46%

本町の総人口は、今から5年後の平成32年（2020年）前後に約5.1万人でピークを迎え、その後、全国的な傾向と同様に人口減少に転じると予測されていますが、15年後の平成42年（2030年）には総人口が現在より1千人程度減少し約5万人になると見込まれています。一方で高齢化が進み、人口構成が大幅に変化することで施設に対する利用需要は変化することが考えられるため、必要な施設を適切かつ効率的に維持する必要があります。（数量面）

4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

建物については、人口動態、年齢構成や社会情勢などを把握し、提供しているサービスの必要性の検討及び施設の機能や利用実態を踏まえての施設統合、集約、廃止、縮小を図るとともに、各施設間の移動を考慮した新たな交通手段も検討し、効率的、効果的な整備を行います。（コンパクトシティ化）

インフラは、その性質上、建物のように統合や集約などは現実的ではありません

せん。このようなことから、各施設は長寿命化に取り組み、将来費用の軽減及び平準化を行います。

(1) 点検・診断等の実施方針

施設の特長や想定される不具合などを踏まえて、施設の管理者自らと専門知識を有した者の役割や実施頻度を整理し、点検（日常、定期、法定等）診断等を実施します。点検結果は、長寿命化計画策定に活用します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

点検結果により、機能確保又は危険防止のため、必要に応じ精密点検や消耗品の交換等の修繕を実施します。

計画期間は平成 42 年度(2030 年度)までとしますが、平成 62 年度（2050 年度）まで更新費の問題が見込まれることから、長期的な視点で施設の老朽化の状況を的確に把握した上で、統合、集約、廃止などに関する取り組みとも連携を図りながら、修繕、更新などを実施します。

なお、建物は一般的な耐用年数 60 年が経過した時点でコンクリートの中性化進行及び鉄筋の腐食状況等を調査し、適切な更新時期を設定します。

(3) 安全確保の実施方針

管理者として、点検・診断などを一定の頻度で実施することにより不具合を早期に発見して補修等で対処するとともに、利用者の安全確保を第一に、必要があれば利用停止などの判断を行います。また、総合的判断により、修繕、更新ではなく、施設の廃止も検討します。

(4) 耐震化の実施方針

東浦町耐震改修促進計画（平成 27 年 3 月）に規定されるとおり、耐震化が未対応で住民が利用する建物は、平成 32 年度（2020 年度）までに優先的に改修を実施します。耐震化が未対応、未診断の建物で、住民が利用しない建築物については、耐震修繕の必要性について判断します。

地震時の避難所となっている建物は非構造部の耐震化を実施します。

住民の生活に直結する上水道施設の耐震化は優先的に実施します。

(5) 長寿命化の実施方針

鉄筋コンクリート建物は、更新周期を 80 年とし、コンクリートの中性化対策など経済的、効率的な保全管理を実施します。

また、長寿命化は、ライフサイクルコスト縮減を主観点として取り組みますが、建物の劣化状況により、利用需要に合致せず、性能・機能的低下が生じる可能性もあるため、建物の状況を踏まえて長寿命化を実施します。

(6) 統合や廃止の推進方針

将来のまちづくりの上位計画である総合計画を踏まえて、施設の最適な配置を実施します。

駅周辺などの利便性が高い場所や地域の核となる小中学校に拠点的な複

合施設を整備するなど、利用者に付加価値を提供できるような集約化を行います。

施設の設置目的の役割を終えたもの、利用者が大幅に減ったもの、民間施設を含めて代替え施設があるものなどは、廃止します。

また、他自治体との広域的な連携による施設の共同利用や共同運用の可能性についても拡大します。

統合・廃止により余剰となった施設や敷地については、売却等により財源の確保に繋がります。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

施設の管理者に必要な技術研修を実施するとともに、技術部門との協力体制を強化し、全庁的な視点から更新を実施します。

また、施設の運営費や日常的な建物の維持管理費も含めた経費の削減を図るため、PFI や PPP 等の官民連携手法や指定管理者制度等の民間活力を積極的に活用します。

5 フォローアップの実施方針

計画の進捗状況等については、東浦町総合計画に合わせて、今後5年毎に評価及び見直しを実施します。

計画の見直しは、施設の利用需要や人口動態を把握し、町としてのあるべき行政サービス水準を検討し進めます。

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 建物

(1) 行政施設

ア 施設概要（総務課、防災交通課、協働推進課）

施設名	機能	施設数
庁舎	行政事務の統括施設	1
消防団詰所	地区の火災及び風水害の防御活動の拠点	6
防災倉庫	災害時の食糧及び資機材等を格納	1
総合ボランティアセンター	町内におけるボランティア活動の総合的な支援と健全な発展を図るための施設。	1

イ 配置状況

配置図 別添：東浦町公共施設配置図のとおり

ウ 現状と課題

●施設の修繕・更新状況

【本庁舎】（昭和43年度 建設）

- ・平成9年度 屋根防水、天井アスベスト修繕
- ・平成11年度 OAフロア、カウンター修繕
- ・平成16年度 耐震修繕
- ・平成17年度 エレベーター棟建設
- ・平成18年度 外壁修繕、駐車場更新、合同委員会室アスベスト修繕
- ・平成25年度 庁舎トイレ修繕
- ・平成27年度 空調設備更新

【南庁舎】（平成6年建設）

- ・平成27年度 空調設備更新

【消防団詰所】

昭和49年から昭和61年度に建設

- ・平成20年度に藤江分団詰所の耐震改修工事を実施しました。

※その他の分団詰所については、耐震性はあります。（平成17年度耐震診断を実施）

【防災倉庫】

昭和60年建設 ※平成14年度にJAから移管

- ・平成14年度に東側階段部分の補強・補修工事を実施しました。

※資機材の搬入搬出に伴うウインチ設置のため東側階段部を補強しました。

【総合ボランティアセンター】

- ・平成15年度子育て支援センターオープンのために修繕

【参考】

- ・昭和62年～平成14年 JAのコンビニとして営業
- ・平成15年～平成22年 子育て支援センターとして利用
- ・平成23年～平成25年 高齢者ふれあい施設ひだまりの運動スペースとして利用
- ・平成26年7月～ 総合ボランティアセンターとして利用

(ア) 施設の充足、配置状況

【庁舎】

- ・現状面積 5,768.12 平方メートルで、町の中心市街地に配置されています。

【消防団詰所】

- ・行政区ごとに設置しています。※6施設
※火災、災害等の発生時に各消防団が速やかに出動できる位置に配置しています。

【防災倉庫】

- ・災害時に必要となる食糧・飲料水等の備蓄及び防災資機材等の保管について、拠点となる防災倉庫です。
町備蓄計画により備蓄・資機材の整備を進めていますが、北部防災倉庫だけでは、不足しているため、平成28年度に緒川新田地区に西部防災倉庫及び給食センター跡地（緒川字羽城地内）に防災倉庫の建設を予定しています。

【総合ボランティアセンター】

- ・総合ボランティアセンターとして1カ所で充足。
・町の中心市街地に配置されています。

(イ) 利用・運用状況

【庁舎】

- ・OA 機器や職員数の増加により、執務室が手狭になっていますが、行政サービスの提供自体には支障がありません。

【消防団詰所】

- ・災害時の消防団員の活動拠点や待機場所として使用しています。
 - ・各消防団の活動資材及び消防用車両(各分団2台)を格納しています。
- ※H26 活動実績 火災出動 19 件 321 人 訓練・式典等 5,495 人

【防災倉庫】

- ・備蓄食糧、飲料水、防災資機材等を保管しています。
- ※アルファ米 14,000 食、飲料水 (1.5ℓ入) 8,600 本、毛布 7,510 枚、チェーンソー40 台、ビニールシート 4,672 枚 等
- ・災害時には、防災倉庫から各避難所等へ物資を搬出します。
 - ・町備蓄計画により備蓄・防災資機材の整備を進めていますが、北部防災倉庫のみでは不足している状況です。

【総合ボランティアセンター】

- ・現在の利用状況については適切
- ・開設1年目のため、利用実績の比較検討は難しい。
- ・平成26年7月より指定管理者制度を導入(期間 H26.7~H29.3.31)

エ 管理方針

(ア) 点検・診断等の実施方針

【庁舎】

- ・法定点検やその他の点検業務を専門業者に委託するほか、担当者の日常的な目視等による点検を実施し、良好な施設環境を確保するように努め

ています。

【消防団詰所】

—

【防災倉庫】

—

【総合ボランティアセンター】

- ・ 消防施設点検を実施
- ・ 自主的に空調点検を実施
- ・ 職員による日常点検を実施（異常がないか目視による点検）

(イ) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

【庁舎】

- ・ 緊急を要する問題が発生した場合は、速やかに修繕をします。緊急を要しない場合でも優先順位を考慮して、計画的に修繕をします。

【消防団詰所】【防災倉庫】

- ・ 担当者による日常的な目視等による点検及び各施設、設備等の異常、故障等が確認された場合は速やかに補修等を実施し、施設の適切な維持管理に努めます。

【総合ボランティアセンター】

- ・ 点検結果から、維持管理、修繕、更新を実施し維持管理等を図ります。

(ウ) 安全確保の実施方針

【庁舎】

- ・ 日常的な業務の中で、危険が発生しないように点検していますが、危険個所が見つかった場合は、速やかに使用制限等を実施します。また、災害時に職員及び利用者の安全を確保するため、毎年、避難訓練を実施しています。

【消防団詰所】【防災倉庫】

- ・ 日常的な業務の中で、危険な事象が発生しないように点検に努め、施設の破損等があれば、速やかに補修等の対応を行います。

【総合ボランティアセンター】

- ・ 日常点検により異常を発見した場合速やかに補修、又は利用停止を図る。
- ・ 警報等については、コミュニティセンターの取扱基準に準じる。

(エ) 耐震化の実施方針

【庁舎】

- ・ 施設の耐震化工事は実施済み

【消防団詰所】【防災倉庫】

- ・ 各施設の耐震診断・耐震化工事は実施済み。

【総合ボランティアセンター】

- ・ 耐震化対応施設。

(オ) 長寿命化の実施方針

【庁舎】

- ・ 今後の行政サービス提供の動向を注視しながら、単に長寿命化だけでなく、サービスの低下を招くことのないように総合的に判断し、方針を決定します。

【消防団詰所】【防災倉庫】

- ・点検・補修履歴等の状況を踏まえて、計画的に施設の修繕・更新を行っていきます。

【総合ボランティアセンター】

- ・点検結果を基にした計画的な修繕・更新により、施設の長寿命化を図ります。

(カ) 統合や廃止の推進方針

【庁舎】【消防団詰所】【防災倉庫】

- ・— (他課所有施設との調整要)

【総合ボランティアセンター】

- ・— (他課所有施設との調整要)

(2) 学校教育施設（学校教育課、学校給食センター）

ア 施設概要

施設名	機能	施設数
小学校	児童が生きる力を育むための小学校教育を過ごす活動の場	7
中学校	生徒が生きる力を育むための中学校教育を過ごす活動の場	3
学校給食センター	小中学校の児童・生徒に対し学校給食を実施する	1

イ 配置状況

配置図 別添：東浦町公共施設配置図のとおり

ウ 現状と課題

●施設の修繕・更新状況

【小学校】

- ・森岡小学校（昭和 38、46、48、53 年度 建設）
平成元年度 南棟屋根外壁教室廊下内装修繕
平成 20 年度 耐震化修繕、平成 24 年度 北棟屋根外壁修繕
- ・緒川小学校（昭和 53 年度 建設）
平成 18 年度 北棟屋根外壁修繕、平成 20 年度 耐震化修繕
- ・卯ノ里小学校（昭和 54、60、平成 2 年度 建設）
平成 19 年度 体育館屋根外壁床修繕
- ・片葩小学校（昭和 46、49、51 年度 建設）
平成 13 年度 北棟屋根修繕、平成 18 年度 耐震化修繕
- ・石浜西小学校（昭和 56 年度 建設）
平成 18 年度 体育館屋根修繕、平成 20 年度 耐震化修繕
平成 21 年度 南棟屋根外壁修繕
- ・生路小学校（昭和 50、58、61 年度 建設）
平成 6 年度 教室床天井内壁修繕
- ・藤江小学校（昭和 47、56 年度に建設）
平成 16 年度 教室床天井内壁修繕、平成 19 年度 耐震化修繕

【中学校】

- ・東浦中学校（昭和 33、45、47、55、57 年度 建設）
平成 23 年度 体育館屋根修繕、平成 25 年度 南棟屋根外壁修繕
平成 26 年度 北棟屋根外壁修繕
- ・北部中学校（昭和 51 年度 建設）
平成 8 年度 屋根修繕、平成 20 年度 耐震化修繕
平成 24 年度 東棟屋根修繕
- ・西部中学校（昭和 62 年度 建設）

【学校給食センター】

- ・平成 25 年度 建設

(ア) 施設の充足、配置状況

【小学校】

- ・適正な通学距離は概ね4キロメートル以内とされており、全校が4キロメートル以内の配置状況であります。

【中学校】

- ・適正な通学距離は概ね6キロメートル以内とされており、全校が6キロメートル以内の配置状況であります。東浦中学校は町の中心に建設しましたが、その後中学校を2校新設したことから、現在は学区の北部に位置しています。

【学校給食センター】

- ・現施設の調理能力は1日当たり5,600食であり、対象となる児童・生徒に対応できています。
- ・町の中央部に配置されている当センターから各校まで学校給食を15分以内で配送できるため、調理完了から喫食までの時間は2時間以内と定められている国の学校給食衛生管理基準を満たしています。

(イ) 利用・運用状況

【小学校】

- ・普通教室に占める利用教室の割合は約90%であり、余裕教室は読書の広場、学年の広場等として利用し、放課後についてはアフタースクールとして利用しています。

【中学校】

- ・普通教室に占める利用教室の割合は約90%であり、余裕教室は学年室、生徒会室等として利用しています。

【学校給食センター】

- ・調理、配送共に直営で運営しています。

エ 管理方針

(ア) 点検・診断等の実施方針

【小学校】【中学校】【学校給食センター】

- ・電気・消防用施設等の法定点検及び定期点検は各種法令に基づき実施し、空調機器等の日常点検についても不具合箇所の早期発見による設備の機能・性能の維持を図るため計画的に実施します。

(イ) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

【小学校】【中学校】

- ・各点検業務等により、事前保全を行い、設備等の異常、故障が確認された場合は早期に修繕します。
- ・屋根外壁修繕、トイレ改修等を計画的に実施します。
- ・少子化に伴う児童・生徒数の推移も考慮して更新します。

【学校給食センター】

- ・点検の結果により、機能確保のため、消耗品の交換等補修を行います。
- ・施設設備等の異常、故障が確認されたら速やかに補修を実施します。
- ・点検結果を基に、計画的な修繕・更新を行っていきます。

(ウ) 安全確保の実施方針

【小学校】【中学校】

- ・体育館の天井等落下防止対策については、平成 27 年度中に町内全小中学校が完了します。また、緒川、卯ノ里小学校の多目的ホールの天井等落下防止対策は早期に実施します。
- ・日常点検等により異常を発見した場合は、速やかに補修又は利用停止を図ります。

【学校給食センター】

- ・日常点検等より異常が発見された場合は、速やかに補修を行います。
- ・補修が行えない場合は、調理方法の変更を行います。

(エ) 耐震化の実施方針

【小学校】【中学校】

- ・建物の耐震化は対策済みではありますが、今後は天井等落下防止対策など非構造部材の耐震化を計画的に実施します。

【学校給食センター】

- ・新学校給食センター建設により、耐震化が完了しています。

(オ) 長寿命化の実施方針

【小学校】【中学校】【学校給食センター】

- ・法定点検等の結果を検証し、修繕・更新計画を策定することにより、施設の長寿命化を図ります。

(カ) 統合や廃止の推進方針

【小学校】【中学校】

- ・将来の児童生徒数の増減を十分に考慮し、地域住民、保護者に理解を得た上で計画的に推進します。

【学校給食センター】

- ・町内全校分を一括で運営するセンター（共同調理場）方式により管理しています。

(3) 子育て支援施設（児童課）

ア 施設概要（児童課）

施設名	機能	施設数
保育所	家庭保育が困難な幼児の保育及び社会性を育成 小学校生活につながる集団生活の場	8
児童館 子育て支援センター	児童に健全な遊びを与え、健全な育成及び 子育て家庭に対する育児支援	7
なかよし学園	児童発達支援事業所	1

イ 配置状況

配置図 別添：東浦町公共施設配置図のとおり

ウ 現状と課題

●施設の修繕・更新状況

【保育所】

森岡保育園（昭和46年度 建設）

- ・平成15年度 耐震修繕
- ・平成19年度 給食室・倉庫増築
- ・平成20年度 屋根修繕

森岡西保育園（昭和50年度 建設）

- ・平成5年度 屋根防水修繕
- ・平成7年度 外壁塗装修繕
- ・平成18年度 耐震修繕
- ・平成21年度 石綿撤去修繕
- ・平成26年度 屋根防水修繕、職員トイレ・乳児用トイレ洋式更新

緒川保育園（昭和50年度 建設）

- ・平成4年度 屋根防水修繕、園舎修繕
- ・平成8年度 外壁塗装修繕

緒川新田保育園（平成4年度 建設）

- ・修繕等なし

石浜保育園（昭和53年度 建設）

- ・平成5年度 屋根防水修繕
- ・平成7年度 外壁塗装修繕
- ・平成18年度 吹付石綿等撤去修繕
- ・平成25年度 屋根防水修繕、職員トイレ洋式更新

石浜西保育園（昭和49年度 建設）

- ・平成4年度 屋根防水修繕
- ・平成6年度 外壁修繕

・平成 26 年度 屋根防水修繕、職員トイレ洋式更新
生路保育園（平成 3 年度 建設）

・平成 26 年度 屋根防水修繕、職員トイレ洋式更新
藤江保育園（昭和 49 年度 建設）

・平成 10 年度 外壁塗装修繕

・平成 15 年度 耐震修正

・平成 23 年度 調理室修繕

【児童館・子育て支援センター】

森岡児童館（平成 9 年度 建設）

・修繕等なし

緒川児童館（平成 8 年度 建設）

・修繕等なし

緒川新田児童館（昭和 48 年度 建設）

・平成 21 年度 耐震修繕、屋根修繕

石浜児童館（平成 5 年度 建設）

・平成 8 年度 児童クラブ室増築

・平成 11 年度 療育棟・廊下増築

生路児童館（平成 12 年度 建設）

・修繕等なし

藤江児童館（平成 13 年度 建設）

・平成 15 年度 児童クラブ室増築

子育て支援センター（平成 23 年度 建設）

・修繕なし

【なかよし学園】

なかよし学園（平成 22 年度 建築）

・修繕なし

(ア) 施設の充足、配置状況

【保育所】

・小学校区毎に、比較的小学校の近くに配置されており充足しています。

・保育に対する床面積（一人当たりの面積）

乳児室 3.3 m²以上、保育室 1.98 m²以上、屋外 3.3 m²以上

【児童館・子育て支援センター】

・小学校区毎に配置されており充足しています。

【なかよし学園】

・森岡保育園の空き教室を利用していることから充足しています。

(イ) 利用・運用状況

【保育所】

・保育室に占める利用室の割合は全ての園で 100%であります。

【児童館・子育て支援センター】

・児童クラブの登録者は、ほぼ定員に近く、年度によっては定員を超える申し込みのある施設もあります。また、児童館には児童クラブ以外の児童の来館も多く、学校休業日には入館制限をすることがある等、日によって利

用者数の多少はあるが、需要を概ね充足しています。

【なかよし学園】

- ・利用者は増加傾向にあります。日々の利用者を定員数まで利用できるように努めています。

エ 管理方針

(ア) 点検・診断等の実施方針

【保育所】【児童館・子育て支援センター】【なかよし学園】

- ・遊戯施設は専門業者による定期点検を実施し、適切な維持管理をします。
- ・消防設備、浄化槽、ダムウォーターの法定点検を実施します。
- ・職員による日常点検を実施します。

(イ) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

【保育所】【児童館・子育て支援センター】【なかよし学園】

- ・定期点検、法定点検等により、施設の事前保全を行うが、突発的な設備等の異常、故障には速やかな修繕等を実施し施設の機能を確保します。

(ウ) 安全確保の実施方針

【保育所】【児童館・子育て支援センター】【なかよし学園】

- ・日常点検等による適正管理を行います。点検劣化診断により危険性がある場合は、使用中止等の早期対応を図ります。

(エ) 耐震化の実施方針

【保育所】【児童館・子育て支援センター】【なかよし学園】

- ・建物の耐震化は対策済みです。

(オ) 長寿命化の実施方針

【保育所】【児童館・子育て支援センター】【なかよし学園】

- ・平成26年度までに施設の長寿命化のための大規模修繕は、緒川新田児童館以外では実施していません。
- ・施設の耐用年数を2050年までにむかえてしまう施設を対象に老朽度調査を行い、適切な対応及び維持管理をすることで一定の期間を延長して利用できるように長寿命化を実施します。

(カ) 統合や廃止の推進方針

【保育所】【児童館・子育て支援センター】【なかよし学園】

- ・保育所については、現在、3園で0歳児の受け入れを実施していますが、施設の適正面積や職員数からこれ以上受け入れを確保することが困難になってきており、今後は、児童館や空き施設を利用し受け入れが随時行える小規模保育事業所の設置を検討する必要があります。一方、少子化に伴う利用者の減少が見込まれる場合は、必要に応じて統廃合を検討します。
- ・児童クラブの運営を学校施設に移し、対象児童の拡大を計画しています。児童クラブの運営が学校施設へ移った場合は、児童館運営の他に福祉に関する事業や地域の活動の場としての利用を検討します。

(4) 社会教育・コミュニティ施設（生涯学習課、図書館）

ア 施設概要

施設名	機能	施設数
文化センター	生涯学習、文化芸能活動の拠点とした役割を果たす。	1
コミュニティセンター 藤江公民館	各地区及びコミュニティの拠点として設置している。実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進	6
中央図書館	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用（教養、調査研究、レクリエーション等）に供します	1
郷土資料館	郷土に関する文化財資料の収集、保管、展示及び調査研究を行い、並びに町民の文化財保護精神の育成及び文化的資質の向上	1

(注) はなのき会館（スポーツ課）は「(6) 体育施設」参照

イ 配置状況

配置図 別添：東浦町公共施設配置図のとおり

ウ 現状と課題

●施設の修繕・更新状況

【文化センター】（昭和 51 年度 建設）

- ・平成 11 年度 エレベーター設置工事
- ・平成 13 年度 多目的トイレ設置等修繕工事
- ・平成 19 年度 空調設備の改修更新、
- ・平成 21 年度 屋根修繕等

【コミュニティセンター・藤江公民館】

森岡コミュニティセンター(昭和 55 年度 建設)

- ・平成 19 年度 空調設備更新

緒川コミュニティセンター（昭和 52 年度 建設）

- ・平成 20 年度 外壁修繕

卯ノ里コミュニティセンター（昭和 56 年度 建設）

- ・平成 17 年度 空調設備更新

石浜コミュニティセンター（昭和 50 年度 建設）

- ・平成 17 年度 屋根修繕、平成 25 年度 外壁修繕
生路コミュニティセンター（昭和 46 年度 建設）
- ・平成 16 年度バリアフリー化整備工事、平成 22 年度 屋根、外壁修繕
藤江公民館（昭和 43 年度 建設）
- ・平成元年度 施設内修繕工事、平成 19 年度 屋根、外壁修繕
【中央図書館】（平成 2 年度 建設）
- ・平成 16 年度 屋根修繕工事
- ・平成 24 年度 外壁修繕工事
- ・平成 25 年度 空調設備更新
【郷土資料館】（平成 11 年度に建設）
修繕実績なし

(ア) 施設の充足、配置状況

【文化センター】

- ・生涯学習や文化芸能活動の拠点として、本町のほぼ中央に設置されています。

交通の便においては、国道 366 号沿線にあり自家用車等での利便性は高く、鉄道を利用した場合においても、徒歩で 15 分程度の圏内にあります。

【コミュニティセンター・藤江公民館】

- ・各地区コミュニティセンター等は、コミュニティ単位ごとに設置されており身近な学習施設として活用されています。

また、設置場所については、従来の集落の中心地に位置していたが、開発等により中心とは言えない状況にあります。

- ・石浜コミュニティセンターについては、調理室が備えられていないこと。ホールが狭小であるといった課題があります。

【中央図書館】

- ・文化センターと同様に町のほぼ中央に位置しています。
- ・蔵書能力は 170,000 冊で、ブラウジングコーナーや学習室などが充実しています。

【郷土資料館】

- ・東浦町役場から南に約 500m に位置し、小学校に展示・保管してあった埋蔵物や民具などを移転し、無料で住民に公開しています。

また、来館にあたっては、最寄駅からやや遠いため自家用車などの利用が中心となります。

(イ) 利用・運用状況

【文化センター】 【コミュニティセンター・藤江公民館】 【資料館】

- ・年末年始以外は開館し、ホール、会議室、視聴覚室、実習室などはほぼ毎日、利用されています。また、ホールについては、固定椅子での整備要望があります。
- ・平成 25 年度利用件数及び利用者数 3,042 件、55,166 人
(ホールの利用状況は、926 件)
- ・平成 26 年度利用件数及び利用者数 3,254 件、64,930 人

【コミュニティセンター・藤江公民館】

- ・平成 25 年度利用件数及び利用者数 8,302 件、113,101 人
- ・平成 26 年度利用件数及び利用者数 8,377 件、113,278 人
- ・藤江地区には、藤江コミュニティセンター（体育施設）が設置され、コミュニティ機能が移されています。このため、藤江公民館では、講習会、調理講座、選挙や祭礼などで利用されているものの利用は減少しています。
- ・藤江公民館以外は避難所に指定されています。

【中央図書館】

- ・国民一人当たりの資料点数 3.3 点に対し、町民一人当たり資料点数は 3.8 点が確保されています。
- ・町民は、知多 5 市 4 町、刈谷市及び高浜市の図書館を相互に利用することができます。
- ・図書資料の貸出し件数や冊数は減少の傾向にありますが、高齢者などの居場所とみられる利用が増えています。
- ・年間来館者数 162,065 人（平成 25 年度 161,725 人）

【郷土資料館】

- ・展示室は、水野氏を始めとした地域の歴史や古窯からの出土品を常設し展示しています。
- ・講座室は、各種歴史講座、文化財保護審議会及び企画展開催時に使用し、小学生の校外学習の場としても使用しています。
- ・年間来館者数 平成 24 年度：26,066 人
平成 25 年度：24,040 人
平成 26 年度：24,565 人
- ・講座・教室 平成 25 年度：4 講座・10 教室 延 67 回 受講者数 300 人
平成 26 年度：5 講座・10 教室 延 67 回 受講者数 351 人
- ・陶芸棟 平成 25 年度：延 259 日 利用人数 2,825 人
平成 26 年度：延 265 日 利用人数 3,041 人
- ・出土遺物、古文書、民具等の文化財資料を収集、保管しています。

エ 管理方針

(ア) 点検・診断等の実施方針

【文化センター】 【コミュニティセンター・藤江公民館】 【郷土資料館】

【中央図書館】

- ・電気設備保守点検等の法定点検を実施します。
- ・空調設備保守点検等の定期点検を実施します。
- ・日常点検として、場内外を目視による巡視を行います。

(イ) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

【文化センター・コミュニティセンター・藤江公民館・郷土資料館】

【中央図書館】

- ・点検・診断等の結果報告を受け、適切な維持管理、修繕、更新を実施し機能確保を図ります。

(ウ) 安全確保の実施方針

【文化センター・コミュニティセンター・藤江公民館・郷土資料館】

- ・日常点検等により異常が確認された場合は、速やかに補修、または利用を中止します。
- ・暴風警報発令時等には、利用者の安全確保のため休館とし、文化センター、コミュニティセンター及び藤江公民館の利用許可を取り消します。

【中央図書館】

- ・書架については、転倒防止のため固定し、利用者の安全を確保します。
- ・暴風警報発令時等には、利用者の安全確保のため休館にします。

(エ) 耐震化の実施方針

【文化センター・コミュニティセンター・藤江公民館・郷土資料館】

- ・建物の耐震化は、対策済みです。

【中央図書館】

- ・新しい耐震基準で建設されています。

(オ) 長寿命化の実施方針

【文化センター・コミュニティセンター・藤江公民館・郷土資料館】

【中央図書館】

- ・点検結果を基にした計画的な修繕・更新により、施設の長寿命化を図ります。
- ・隣接する図書館、保健センター及び勤労福祉会館など行事の重複する場合もあるため、駐車場が不足する場合があります。各施設間の情報共有を行い相互に駐車場を利用できるよう心がけるとともに、役場などの活用も行います。
- ・郷土資料館の収蔵物は毎年増加するため、保管場所の確保などを検討します。

(カ) 統合や廃止の推進方針

【文化センター・コミュニティセンター・郷土資料館】

- ・一（他課所有施設との調整要）

【藤江公民館】

- ・藤江公民館については、藤江地区には、藤江コミュニティセンターが体育施設として設置されたため、耐用年数に達した場合は、更新または廃止を検討します。

【中央図書館】

- ・一（他課所有施設との調整要）

(5) 保健福祉施設（福祉課、健康課、商工振興課）

ア 施設概要

施設名	機能	施設数
生きがい活動支援通所 （高齢者ふれあい施設ひだまり）	高齢者の自立及び生活の質の向上ため、在宅の高齢者の生きがい活動を支援	1
福祉センター	福祉サービス及び情報提供等を行い、福祉の増進及び意識の高揚を図る場	1
老人憩の家 東ヶ丘交流館	高齢者の福祉向上を図るため、社会参加（閉じこもり防止）、地域交流及び老人クラブ活動を行う	8
保健センター	町民の健康の保持及び増進を図る地域保健の拠点 医療法に基づく診療所	1
勤労福祉会館	勤労者の福祉の増進を図る	1

イ 配置状況

配置図 別添：東浦町公共施設配置図のとおり

ウ 現状と課題

●施設の修繕・更新状況

【生きがい活動支援通所】

- ・ J Aが昭和 62 年に建築した施設の一部を、平成 14 年度に改修して利用

【福祉センター】（平成 4 年度 建設）

修繕なし

【老人憩の家、東ヶ丘交流館】

森岡老人憩の家（昭和 62 年度 建設）

緒川老人憩の家（昭和 55 年度 建設）

- ・平成 23 年度 駐車場フェンス修繕、平成 25 年度 ガス配管修繕

相生老人憩の家（昭和 58 年度 建設）

- ・平成 16 年度 集会室床修繕

緒川新田老人憩の家（昭和 48 年度 建設）

東ヶ丘交流館（昭和 58 年度 建設）

石浜老人憩の家（昭和 47 年度 建設）

- ・平成 13 年度 トイレ改修、平成 14 年度 集会室床修繕、平成 21 年度

- ・ガス管修繕、平成 22 年度 庇修繕、平成 23 年度 テラス庇屋根修繕

生路老人憩の家（昭和 57 年度 建設）

藤江老人憩の家（平成 8 年度 建設）

- ・平成 20 年度雨戸修繕

【保健センター】（昭和 52 年度 建設）

- ・平成 10 年度 多目的室及び指導相談室部分増築

平成 16 年度 屋根修繕

【勤労福祉会館】(昭和 53 年度 建設)

- ・平成 7 年度 屋根、外壁修繕、平成 16 年度 空調設備更新、平成 21 年度 耐震修繕、屋根修繕

(ア) 施設の充足、配置状況

【生きがい活動支援通所】

- ・利用需要を概ね充足しています。
- ・施設は 1 か所ですが、利用者を車で送迎しているため配置について問題ありません。
- ・総合ボランティアセンターと併設しています。
- ・保健センターで実施する介護予防教室や各地区に社会参加のできるサロンがあり、高齢者の活動拠点です。
- ・平日 午前 10 時～午後 3 時開所、利用定員 15 名

【福祉センター】

- ・平成 25 年度から社会福祉法人東浦町社会福祉協議会を指定管理者に指定して管理しているが、現状では充足しています。
- ・今後の高齢者の増加、平成 27 年度に策定予定の地域福祉計画に基づく事業によっては、不足してくる可能性もあります。

【老人憩の家、東ヶ丘交流館】

- ・森岡、石浜、生路及び藤江地区の各地区 1 か所、緒川及び緒川新田地区にそれぞれ 2 か所配置しています。
- ・施設数は充足していますが、現配置場所では中心部から外れている地区もあるため、徒歩での利用者には利用しづらいところもあります。
- ・特定のグループが利用している面があり、個人が参加しづらい場合があります。

【保健センター】

- ・日によって利用者数の多少はあるが、需要を概ね充足しています。
- ・町民の健康の保持及び増進を図るための施設として、1ヶ所配置しています。

【勤労福祉会館】

- ・貸館可能な部屋数 12 室 (内 1 室は包括支援センターが専有)
- ・商工会館が 1 階部分に併設
- ・人口 100 人当たりの床面積は 5 m²
- ・町の人口規模に照らし、規模的に充足しています。
- ・人口分布に照らし、概ね中央部に位置しており問題ありません。

(イ) 利用・運用状況

【生きがい活動支援通所】

- ・平成 26 年度開所日数 243 日、利用人数 1,902 人、1 日平均 7.8 人
- ・東浦町社会福祉協議会へ運営のみを委託

【福祉センター】

- ・平成 25 年度より指定管理者制度導入
- ・1 日当たり平均 25.2 人

【老人憩の家、東ヶ丘交流館】

- ・ 1施設あたり 377人／1ヶ月 1人当たり年間 3.2回利用
- ・ 各地区老人クラブへ管理を委託。
- ・ 地区によって利用頻度は異なるが、需要を概ね充足

【保健センター】

- ・ 乳幼児健診を月に6回、その他健康教室、検診、健康相談、保健指導等、日によって利用者数の多少はあるが、ほぼ毎日利用しています。
- ・ 平成10年度に多目的室及び指導相談室を増築した以降、乳幼児健診の実施内容を増やしたり、健康づくり教室等の内容を改善・充実させることが可能となりました。今後、施設を利用する事業が増加する予定はありませんので、現在の広さの維持で十分であると考えます。

【勤労福祉会館】

- ・ 利用件数 平成23年度 2,308件、平成24年度 2,620件
平成25年度 3,111件、平成26年度 2,477件
- ・ 1日あたり平均約7件の利用があり、貸室数としては充足しています。
- ・ 利用者の地域的な割合は町内／町外で3対1となっています。なお、町内の内3割が公用での利用となっています。
- ・ 当初は、結婚式場として利用されていたが、現在、結婚式場としての利用は行われていません。
- ・ 和室3・4は茶室として作られていますが、利用は極めて少ない。
- ・ 開館当初風呂場として利用されていた部屋がありますが、現状は倉庫、及び、手づくり鎧の会（商工会の組織の一部）の作業室として利用しています。
- ・ 町内の公共施設で唯一、営利目的で利用可能な施設であり、又、飲食可能な施設です。
- ・ 開館当時と利用形態が変化しており、小さな部屋は英会話塾等での利用が増大しています。なお、各種団体事務所の間借りなど施設の性格が変わってきています。

エ 管理方針

(ア) 点検・診断等の実施方針

【生きがい活動支援通所】【老人憩の家、東ヶ丘交流館】

- ・ 法定点検及び定期点検により、施設の適正な維持管理を図ります。

【福祉センター】

- ・ 指定管理者が仕様書及び基本協定書に基づき法定点検及び定期点検を行うことで、施設の適正な維持管理を図ります。

【保健センター】

- ・ 消防用設備保守点検を実施しています。
- ・ 日常点検からも不具合箇所の早期発見に努めます。

【勤労福祉会館】

- ・ 法定点検及び定期点検により、施設の適正な維持管理を図ります。

(イ) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

【生きがい活動支援通所】【老人憩の家、東ヶ丘交流館】【保健センター】

- ・定期点検等により、施設の事前保全を行います。

【福祉センター】

- ・指定管理者が仕様書及び基本協定書に基づき、維持管理、修繕、更新等を行います。

【保健センター】

- ・乳幼児から高齢者まですべての住民が、保健と健康増進サービスを安心して受けられる環境を整備するため、施設内巡回当番の目視による点検に基づき、異常個所があった場合には適宜検討し、必要な修繕等を計画的に行います。

【勤労福祉会館】

- ・定期点検等より、計画的な修繕を行います。

(ウ) 安全確保の実施方針

【生きがい活動支援通所】

- ・日常点検により異常が発見した場合は速やかに補修、又は利用停止を図ります。

【福祉センター】

- ・指定管理者が仕様書及び基本協定書に基づき、安全確保を行います。
- ・施設の利用者は高齢者、障がい者等が多いため、安全確保には十分注意する必要があります、工事等が必要になることも考えられます。

【老人憩の家、東ヶ丘交流館】

- ・石浜老人憩の家は段差が多いため、段差を解消する工事を計画します。
- ・旧保育園を老人憩の家に転用利用している石浜老人憩の家を、平成 28 年度にトイレ改修時に、段差解消等より安全に配慮した工事を行います。

【保健センター】

- ・日常業務の中で、危険が発生しないように常時点検し、施設の破損等あれば、速やかに補修等を行います。
- また、危険性がある場合は、使用中止等早期対応を図ります。
- ・災害時は、その状況に応じて利用規制いたします。

【勤労福祉会館】

- ・日々点検しており問題はありませんが、破損等が出た場合は速やかに補修します。
- ・暴風警報、又は、津波・大津波警報が発令された場合、貸室の利用は中止しています。

(エ) 耐震化の実施方針

【生きがい活動支援通所】

- ・耐震化対応済みです。

【福祉センター】

- ・耐震基準を満たしています。

【老人憩の家、東ヶ丘交流館】

- ・耐震化未対応施設である石浜老人憩の家を東浦町耐震改修促進計画に基づき早急に改修を行います。
- ・旧保育園を老人憩の家に転用利用している石浜老人憩の家を、平成 28 年度

に耐震工事を行い、一定期間の延長利用をします。

【保健センター】

・建物の耐震化は、対策済みです。

【勤労福祉会館】

・平成 21 年度に耐震改修は実施済であるが、福祉避難所として指定されていることから、大規模地震の際にガラスが破損し飛散する可能性を考慮しフィルム貼付を実施していきます。

(オ) 長寿命化の実施方針

【生きがい活動支援通所】

・隣接するボランティアセンターと合わせて使用可能な施設については、適切な対応及び維持管理を行い、一定期間の延長利用をします。

【福祉センター】

・現在、建築後 20 年余りで、当分は大規模な修繕をすることなく使用できます。

・必要に応じて修繕等を行い、できる限り使用することができるようにします。

【老人憩の家、東ヶ丘交流館】

・使用可能な施設については、適切な対応及び維持管理を行い、一定期間の延長利用をします。

【保健センター】

・日常点検により不具合箇所の早期発見に努め、計画的に修繕を行うことにより長寿命化を図ります。

【勤労福祉会館】

・老朽度調査を行い、適切な対応及び維持管理をすることにより一定期間の延長利用を行います。

・他施設で行われる行事と多数が利用する行事が重なった場合に、慢性的な駐車場不足が発生していますが、乗り合わせでの来場やバス等の公共交通機関の利用を促します

(カ) 統合や廃止の推進方針

【生きがい活動支援通所】

・事業形態を新たな制度に合わせた事業形態へ見直しを行っていくとともに、施設の存続についての判断をします。

【福祉センター】

・今後、高齢者や障がい者の増加が見込まれる中、統合や廃止はできないと考えます。

・地域福祉の推進のため、必要に応じて機能の強化や増設も検討する必要があると考えます。

【老人憩の家、東ヶ丘交流館】

・老人憩の家や東ヶ丘交流館は、高齢化率が上昇している中で、更新にあたっては、統合や廃止は考えていません。

【保健センター】【勤労福祉会館】

・― (他課所有施設との調整要)

(6) 体育施設 (スポーツ課)

ア 施設概要

施設名	機能	施設数
体育館 はなのき会館	健康増進、文化振興のため、スポーツ活動、文化的活動の促進および地域住民の交流の場として設置しています。	1
ふれあいセンター (藤江コミュニティセンター含む)	スポーツによる地域住民の健康促進及び地域住民の交流、ふれあい活動施設として設置している。	3

イ 配置状況

配置図 別添：東浦町公共施設配置図のとおり

ウ 現状と課題

●施設の修繕・更新状況

【体育館・はなのき会館】

・昭和 58 年 建設：改修工事 4 件実施 (H15～H25)

平成 15 年度 北駐車場建設 2 件

平成 18 年度 屋根修繕 1 件

平成 19 年度 空調設備更新 1 件

【ふれあいセンター (藤江コミュニティセンター含む)】

北部ふれあいセンター 平成 6 年 建設

西部ふれあいセンター 平成 5 年 建設

藤江コミュニティセンター

(旧：南部ふれあいセンター) 平成元年 建設

平成 18 年度 屋根修繕 1 件

(ア) 施設の充足、配置状況

【体育館】

町体育館は石浜・生路の中間に位置し、森岡、新田、藤江の 3 地区には、ふれあいセンター等が配置されています。

【はなのき会館】

平成 25 年度に、和室と会議室は『ふれあい教室』に更新されました。

【ふれあいセンター (藤江コミュニティセンター含む)】

森岡、新田、藤江の 3 つの地区に配置されています。

(イ) 利用・運用状況

【体育館】

・利用率平均 アリーナ 99.2%、小体育室 92.8%、柔剣道場 73.9%

・利用者数 アリーナ 32,895 人、小体育室 21,107 人、柔剣道場 17,459 人

・年間定期利用団体 41 団体

・大会開催等により一般利用ができない場合には、ふれあいセンターを案内

することが時々あります。

- ・トレーニングジム等の器具がないため、個人が体を鍛える施設としては一部不十分と捉えています。年間の利用率をみると概ね充足していると判断します。
- ・毎週定期的に利用している団体や、一般開放の制度を利用して個人またはグループでスポーツする方もいて、年間の利用率をみると概ね充足していると判断します。
- ・指定管理者制度の導入を検討中。

【はなのき会館】

- ・平成26年度 利用者数 研修室 5,058人、料理室 802人
合計 5,860人、稼働率 26.4%
- ・ふれあい教室は、ゆとりがありますが、名簿に登録されている生徒全員が登校した場合には今の規模が必要です。

- ・年間定期利用団体 研修室 5団体

【ふれあいセンター（藤江コミュニティセンター含む）】

- ・3館平均利用率 約 89.4%
- ・利用者数 北部 33,202人、西部 23,032人、藤江 25,733人
- ・年間定期利用団体
 - 北部ふれあいセンター 27団体
 - 西部ふれあいセンター 16団体
 - 藤江コミュニティセンター
(旧：南部ふれあいセンター) 9団体
- ・毎週定期的に利用している団体や、一般開放の制度を利用して個人またはグループでスポーツする方もいて、年間の利用率をみると概ね充足していると判断します。
- ・指定管理者制度の導入を検討中。

エ 管理方針

(ア)点検・診断等の実施方針

【体育館・はなのき会館】

【ふれあいセンター（藤江コミュニティセンター含む）】

- ・法定点検、定期点検業務委託等により適切な施設の維持管理を図ります。
日常点検については、毎週各施設を見回り、目視により実施しています。

(イ)維持管理・修繕・更新等の実施方針

【体育館・はなのき会館】

【ふれあいセンター（藤江コミュニティセンター含む）】

- ・定期点検等により、施設の事前保全を行います。

(ウ)安全確保の実施方針

【体育館・はなのき会館】

- ・設備等の異常、故障が確認された場合は速やかに補修等を実施します。
- ・アリーナ電球の落下防止を予定

【ふれあいセンター（藤江コミュニティセンター含む）】

- ・設備等の異常、故障が確認された場合は速やかに補修等を実施します。

- ・ 藤江コミュニティセンターの白蟻駆除、外壁塗装修繕を予定
- (エ) 耐震化の実施方針
- 【体育館・はなのき会館】
 - 【ふれあいセンター（藤江コミュニティセンター含む）】
 - ・ 新基準で建設されているため、耐震化済みです。
- (オ) 長寿命化の実施方針
- 【体育館・はなのき会館】
 - ・ 点検結果を基にした計画的な修繕・更新により、施設の長寿命化を図ります。
 - 【ふれあいセンター（藤江コミュニティセンター含む）】
 - ・ 点検結果を基にした計画的な修繕・更新により、施設の長寿命化を図ります。
 - ・ 駐車場不足は新たな交通手段の確保により対処します。（コンパクトシティ）
- (カ) 統合や廃止の推進方針
- 【体育館・はなのき会館】
 - 【ふれあいセンター（藤江コミュニティセンター含む）】
 - ・ ー（他課所有施設との調整要）

(7) 公営住宅（都市整備課）

ア 施設概要

施設名	機能	施設数
公営住宅 （藤江住宅）	低所得者、高齢者及び障害者等に住宅を提供することを目的。	1
公営住宅 （半ノ木住宅）	低所得者、高齢者及び障害者等に住宅を提供することを目的。	1

イ 配置状況

配置図 別添：東浦町公共施設配置図のとおり

ウ 現状と課題

●施設の修繕・更新状況

藤江住宅 平成 13 年度 4 戸建設

半ノ木住宅 平成 15 年度 5 戸建設、平成 16 年度 6 戸建設、
平成 17 年度 3 戸建設、平成 18 年度 3 戸建設、
平成 19 年度 3 戸建設

(ア) 施設の充足、配置状況

- ・町の中央には県営東浦住宅（平成 27 年 4 月 1 日現在 1,088 戸）があり、公営住宅戸数は充足しています。
- ・町営住宅は県営住宅を補完するかたちで、町の北部と南部に配置しており、適正です。

(イ) 利用・運用状況

- ・利用割合 100%であり余裕室はない。
- ・町営住宅の床面積は約 42 m²/戸で、公営住宅等整備基準 25 m²（参酌基準）以上で運用しています。

エ 管理方針

(ア) 点検・診断等の実施方針

- ・浄化槽の法定点検は町が実施
- ・浄化槽の維持管理定期点検は居住者が実施

(イ) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・点検により設備等の異常、故障が確認された時点で修繕・更新等を実施

(ウ) 安全確保の実施方針

- ・異常、故障が緊急で発生した場合は、迅速な修繕対応を行う。
- ・屋根及び外壁等の定期的な目視確認を行い、異常の早期発見により安全確保を行う。

(エ) 耐震化の実施方針

- ・新耐震基準で建築されているため、耐震性有り。

(オ) 長寿命化の実施方針

- ・平成 22 年 3 月東浦町公営住宅等長寿命化計画を策定し、計画的な管理を実施。

(カ) 統合や廃止の推進方針

- 町営住宅の建替え又は払下げ若しくは売払いによる廃止等の方針については、耐用年数が経過する平成 43 年を目途に決定します。

2 インフラ

(1) 道路（土木課）

ア 施設概要

路線延長：約 396km

橋りょう：70 橋

- ・道路は住民が暮らすうえで最も基本的で、産業の効率化の促進を図る重要な交通施設です。

イ 現状と課題

- ・都市計画道路としては、市街地の外郭を南北に通る(都)衣浦西部線と東西の市街地を連絡する(都)知多刈谷線を骨格として、20 路線が計画決定されていますが、整備率は約 50%の状態です。
- ・道路のネットワークが十分に確保されておらず、国道 366 号、県道の名古屋碧南線、東浦名古屋線は、都市内あるいは周辺都市間を連絡する交通により混雑度が高くなっています。
- ・通過交通が生活道路へ流入し、歩行者の交通安全上の問題も生じています。
- ・住居区域内における防災や利便性の課題解消のため、狭い生活道路の拡幅整備を図る必要があります。

ウ 管理方針

(ア) 点検・診断等の実施方針

- ・道路パトロールによる日常点検で路面等の劣化・損傷状況を把握します。幹線道路は、路面性状基礎調査を行って路面状態を把握します。
- ・橋りょう部は、5年に1回専門技術者による点検により劣化・損傷状況を把握し、健全性の診断を実施します。

(イ) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・日常点検により機能保全や安全性確保に支障となる劣化・損傷を発見した場合は、速やかに補修を実施します。
- ・日常点検や路面性状基礎調査の結果により、舗装修繕計画を策定し計画的な修繕・改築を実施します。
- ・橋りょう部は、点検の結果により長寿命化修繕計画を策定し、計画的な修繕・改築を実施します。

(ウ) 安全確保の実施方針

- ・「(イ) 維持管理・修繕・更新等の実施」参照。
- ・日常点検により、事故発生につながるような損傷等を発見した場合は、速やかに通行止め処置を実施します。

(エ) 耐震化の実施方針

- ・道路として被災後に機能の回復が速やかに行い得る状態を確保します。
- ・橋りょうは落橋に対する安全性を確保します。

(オ) 長寿命化の実施方針

- ・施設点検を定期的実施することにより、施設の健全性を把握します。また、予防保全型の維持管理による機能保全を図り、施設の長寿命化を目指します。

(2) 河川（土木課）

ア 施設概要

準用河川 延長：約 5 km

普通河川 延長：約 22km

- ・降雨による水害を防止し、住民の生命と財産を守る重要な施設です。

イ 現状と課題

- ・施設の老朽化が進んでおり、損傷等が原因となる水害の発生が懸念されています。老朽化対策を進めていくうえで、更新等費用の確保が課題です。

ウ 管理方針

(ア) 点検・診断等の実施方針

- ・年 1 回のパトロールによる点検で異常箇所の発見に努め、劣化・損傷状況を把握し、その結果を更新計画策定に活用します。

(イ) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・点検結果により更新計画を策定し、計画的に更新を実施します。
また、パトロールにより機能保全や安全性確保に支障となる劣化・損傷を発見した場合は速やかに補修を実施します。

(ウ) 安全確保の実施方針

- ・「(イ) 維持管理・修繕・更新等の実施」参照。
- ・パトロールにより異常箇所を発見した場合は、損傷箇所が最小限となるよう土のう等で応急処置を実施します。

(エ) 耐震化の実施方針

- ・更新時に耐震性の確保を段階的に図ります。

(オ) 長寿命化の実施方針

- ・施設点検を定期的実施して更新計画を策定し、継続的な機能確保を図ります。

(3) 上水道（上下水道課）

ア 施設概要

配水管：299,769m

配水池：3 箇所、加圧ポンプ場：4 箇所、送水ポンプ場：1 箇所

- ・上水道は、人の生活に欠くことができない施設であり、安全かつおいしい水を安定的に各家庭等まで供給することが求められています。

イ 現状と課題

- ・本町の水道事業は、昭和 40 年代に第 1 配水池を基点に、中心市街地への給水を担っていたが、その後、宅地開発等に合わせ第 2 配水池を築造し、配水区を分けた事業を行っており、平成 26 年度末の普及率（総給水人口／総人口）は 99.7%です。
- ・配水管布設後 40 年を経過している配水管は全体の 16.4%であり、また、耐震性能を有しない配水管も 71.4%の為、更新が必要です。

- ・地震等緊急時の水確保のため、幹線の配水管を結ぶ連絡配水管の整備も必要であり、また需要が増加した地区の水圧の低下を解消するため、配水管の増径やループ化も必要です。

ウ 管理方針

(ア) 点検・診断等の実施方針

- ・配水池は水の安定供給、災害時の水の確保に欠かすことのできない施設であるため、機械電気計装設備については専門業者による定期点検及び、24時間監視をします。
- ・加圧及び送水ポンプ場は、常に安定した水の供給ができるよう専門業者による定期的な点検をします。
- ・点検のデータは、予防保全的管理に活用します。

(イ) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・配水管は漏水等が発生した場合に、その都度補修します。
- ・配水池の機械電気計装設備は点検結果により、機能確保等のため、必要に応じて消耗品の交換等の補修をします。
- ・配水管、配水池は「東浦町水道基本計画書（平成24年3月作成）」により更新します。また、修繕は設置年度、運転時間、補修履歴などを考慮し策定した更新計画により実施します。

(ウ) 安全確保の実施方針

- ・配水管はループ管網として水量の確保を図りますが、損傷により断水が生じるときは給水車等で給水を行います。また、損傷により道路陥没等の事故発生が予測される場合は、道路管理者と協議し、通行止めの措置をとります。
- ・配水池の施設は定期的に点検を実施し、早期に不具合を発見できるように管理を行います。また、不審者等の侵入を防ぐため、警備会社での24時間警備を実施します。

(エ) 耐震化の実施方針

- ・配水管は、「東浦町水道基本計画書（平成24年3月作成）」による、老朽管の更新に合わせ耐震化を図ります。

(オ) 長寿命化の実施方針

- ・配水管、配水池施設は、「東浦町水道基本計画書（平成24年3月作成）」を踏まえて、設置年度、運転時間、補修履歴などより時間経過に伴う劣化、損傷を予測し、計画的に修繕等を行い、長寿命化を図ります。

(4 - 1) 下水道（雨水）（土木課）

ア 施設概要

管路：25,682m

雨水ポンプ場：3施設

- ・公共下水道（雨水）は、降雨時の浸水を防ぎ、住民の生命・財産を守る重要な施設です。

イ 現状と課題

- ・町内にポンプ場は3施設あり、竣工年度は次のとおりです。
（藤江ポンプ場）昭和57年3月
（緒川ポンプ場）平成17年3月
（森岡ポンプ場）平成23年3月
- ・藤江ポンプ場は老朽化が進んでいるため、長寿命化計画を策定しましたが、それに基づく施設の更新費用の確保が課題です。
- ・緒川ポンプ場は、緒川第二排水機場の老朽化に伴う廃止時期に合わせて、ポンプを1台増設することが必要です。
- ・森岡ポンプ場は、現在、下流河川の未改修による排水制限に併せた暫定供用であるため、河川改修後はポンプを1台増設し、本来の排水能力を確保することが必要です。
- ・今後、石浜及び生路地区にもポンプ場を建設する計画であり、石浜ポンプ場建設は40億円、生路ポンプ場は27億円、また、未整備の管路の改修にも相当の建設費を要するため、事業費の確保が課題です。

ウ 管理方針

(ア) 点検・診断等の実施方針

- ・ポンプ場の日常的な保守・管理は、運転管理業務委託の中で、専門業者が清掃、注油、試運転を行って異常音、振動、漏水等を点検するなど、ポンプの機能が正常に発揮できるよう保守管理に努めています。
- ・雨水幹線は、パトロールによる日常点検で水路の劣化・損傷状況を把握し、その結果を更新計画に活用します。
また、スクリーンは週1回の定期点検と、大雨等水路内の水量増大が見込まれる時は、随時点検を実施します。

(イ) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・藤江ポンプ場は、平成26年度に策定した長寿命化計画に基づき、計画的な施設保全を実施します。
- ・雨水幹線は、点検結果により更新計画を策定し、計画的に更新を実施します。また、パトロールにより機能保全や安全性確保に支障となる劣化・損傷を発見した場合は、速やかに補修を実施します。降雨時は随時点検を行ってスクリーン等のごみを撤去し、正常な水流を維持します。

(ウ) 安全確保の実施方針

- ・予防保全型の長寿命化対策により、施設の機能を継続的に確保します。
- ・農業用排水機場と連携をとりながら被害の軽減を図ります。

(エ) 耐震化の実施方針

- ・緒川ポンプ場・森岡ポンプ場は、耐震基準に沿って建設されています。
- ・藤江ポンプ場は現在の耐震基準を満たしていませんが、設置されているポンプ等の施設更新時期も考慮し、耐震化を図ります。

(オ) 長寿命化の実施方針

- ・藤江ポンプ場については、長寿命化計画に基づき必要な施設の更新を実施します。
- また、緒川ポンプ場・森岡ポンプ場についても、点検結果や修繕状況を活用して今後長寿命化計画を策定します。

(4 - 2) 下水道（污水）（上下水道課）

ア 施設概要

污水管：164,679m

マンホールポンプ所：22箇所

- ・公共下水道（污水）は、健康で文化的な生活を営むため及び、環境衛生上において欠くことができない基盤です。

イ 現状と課題

- ・昭和60年度より下水道整備を開始し、平成30年代前半には市街化区域における整備を完了させる予定であり、平成26年度末の整備率（整備済区域面積／都市計画決定面積）は85.9%、普及率（供用開始区域内人口／行政区域内人口）は75.5%、水洗化率（公共下水道利用人口／供用開始区域内人口）は82.6%です。
- ・公共下水道は各家庭等に接続してもらうことで整備効果を発揮するため、水洗化率を向上させる必要があります。
- ・公共下水道になる以前に森岡、石浜、緒川新田地区の宅地開発事業により整備された区域は、更新が必要となっています。平成26年度末の更新率は、森岡68%、石浜37%、緒川新田38%です。
- ・マンホールポンプ所の機器は劣化が進み、修繕、更新が必要となっています。

ウ 管理方針

(ア) 点検・診断等の実施方針

- ・マンホールポンプ所は専門業者による運転管理業務において定期点検を実施します。また、点検結果は予防的管理に活用します。

(イ) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・污水管は経過年数、管種を考慮して計画的に管内をカメラ調査し、劣化、損傷状況の把握により、時間経過に伴う劣化、損傷を予測し、修繕、更新をします。
- ・マンホールポンプ所は、点検結果により、必要に応じて消耗品の交換等の補修をします。また、設置年度、運転時間、補修履歴などを考慮し策定した更新計画により修繕、更新をします。

(ウ) 安全確保の実施方針

- ・管内のカメラ調査で道路の陥没につながる損傷が発見された場合は、速やかに補修をします。また、事故発生が予測される場合は道路管理者と協議し、通行止めの措置をします。

(エ) 耐震化の実施方針

- ・耐震性を有しない管（主に幹線として施工されたヒューム管）は更新に合わせて耐震化を図ります。

(オ) 長寿命化の実施方針

- ・汚水管、マンホールポンプ所は、カメラ調査結果による劣化、損傷状況及び補修履歴などにより、時間経過に伴う劣化、損傷を予測し、計画的に修繕等を行い、長寿命化を図ります。

(5) 公園（都市整備課）

ア 施設概要

都市公園 55 か所（うち総合公園 1 か所）

ふれあい広場 24 か所

- ・地域の憩いの場や災害時の避難場所の確保を図る施設です。

イ 現状と課題

- ・総合公園（於大公園）のプールは供用開始し 27 年が経過し、施設の老朽化やレジャーの多様化、少子化等により利用者が減少しています。
- ・有料施設の運営管理は、現在業務委託にて実施していますが、今後におきましては、指定管理者制度などにより有効な運用管理を検討する必要があります。
- ・施設（看板など）の破損やボール遊びによる隣接住家等への損害など、利用者のマナーが問題となり、一部の公園で利用規制を実施しています。
- ・遊戯施設等の老朽化が進んでおり、修繕、更新が必要であります。
- ・公園等の草刈り等については、業務委託及び、臨時雇用職員等にて対応しています。
- ・都市公園の整備目標水準 10 m²/人に対し、H26. 3. 31 現在で 7.3 m²/人（あいち健康の森公園を含む）であり、今後は人口減少により目標水準に近づくと予想されますが、今後も計画的に整備を進めていきます。

ウ 管理方針

(ア) 点検・診断等の実施方針

- ・専門技術者による定期点検で、構造部材、消耗部材について詳細に調査します。
- ・管理者による日常点検で、施設の変形や異常の有無について調査し、利用者の安全対策の向上を図ります。
- ・精度の高い診断が必要なときは、専門技術者により精密点検を実施します。

(イ) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・長寿命化修繕計画を策定し、計画的に修繕・更新していきます。
- ・遊戯施設等の更新については、主たる利用者となる地域の住民の意見を

参考とし、利用状況等により、廃止（撤去）も実施します。

- ・総合公園（於大公園）は、全施設の供用開始後 12 年経過しており、今後は、施設の廃止も視野に入れ、存続の可否について検討しながら利用者のニーズに合った整備を実施します。

(ウ) 安全確保の実施方針

- ・点検により施設等の変形や異常を発見した時は直ちに使用禁止措置をとり、安全確保を最優先します。

(エ) 耐震化の実施方針

- ・公園及びふれあい広場の多くは災害時の一時避難場所として指定されており、必要に応じて耐震対策を実施します。

(オ) 長寿命化の実施方針

- ・平成 23 年度に於大公園を含む 20 公園、平成 26 年度に 14 公園を策定済であり、平成 28 年度に 20 公園を策定します。（三丁公園を除く 54 都市公園）

(カ) 統合や廃止の推進方針

- ・人口減少に伴い、公園や施設の必要性を整理し、他の公共施設への代替や統廃合について検討していきます。

(6) 農業用施設（農業振興課）

ア 施設概要

排水機場 9 機場

【村木江川、五ヶ村川第 1、辰新田、緒川第 2、成実新田、石浜、生路、鍋屋新田、南栄の各排水機場】

イ 現状と課題（現状と課題の両方を記入）

【現状】

- ・降雨による湛水被害を未然に防止し、農業生産の維持及び経営の安定化を図っています。

【課題】

- ・流域内の宅地開発等による流出量の増加及び降雨からの湛水被害の防除並びに下水道計画におけるポンプ場の建設計画との整合をとりながら排水機場の機能を確保することです。

ウ 管理方針（資料を参考に記入する）

(ア) 点検・診断等の実施方針

- ・週 1 回の頻度で施設点検を行い、損傷、漏れ、計器類の異常の有無を確認し、月 2 回の頻度で排水機の運転により、動力、ポンプ設備、除塵機、ゲート等の稼働状況に異常がないか確認をしています。

(イ) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・施設点検の結果により、機能確保のため必要に応じて精密点検や消耗品の交換等の補修を実施します。なお、辰新田、緒川第 2、成実新田、石浜、生路、鍋屋新田排水機場は大規模な補修が発生する前に下水道計画におけるポンプ場の建設計画と整合を図りながら廃止していきます。その他の村木江川、五ヶ村川第 1、南栄排水機場は、更新計画により更新していきます。

(ウ) 安全確保の実施方針

- ・点検を実施し、下水道におけるポンプ場との連携をとりながら被害の軽減を図ります。

(エ) 耐震化の実施方針

- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された現存する施設は、緒川第 2（昭和 50 年竣工）及び石浜排水機場（昭和 53 年竣工）の 2 機場と辰新田排水機場は、下水道計画におけるポンプ場の建設計画と整合を図りながら廃止していくため耐震化は行いません。なお、村木江川、五ヶ村川第 1、成実新田、生路、鍋屋新田、南栄排水機場について耐震化は確保されています。

(オ) 長寿命化の実施方針

- ・長寿命化は、ライフサイクルコスト縮減を主観点として取り組むが、施設の劣化状況、利用需要に合わなくなる性能・機能的低下が生じる可能性もあります。下水道計画におけるポンプ場の建設計画のない村木江川、五ヶ村川第 1、南栄排水機場は、施設の状況を踏まえて長寿命化を実施していきます。

(カ) 統合や廃止の推進方針

- ・緒川第 2、辰新田、石浜、成実新田、生路、鍋屋新田排水機場については、施設の老朽化を把握しながら下水道計画によるポンプ場の建設計画との整合を図りそれぞれ廃止していきます。

(キ) 総合的かつ計画的な管理をするための体制の構築方針

- ・施設管理担当者に必要な技術研修を実施するとともに、県営事業主体である愛知県との協力体制をとり実施します。

第6章 参考資料

- ・東浦町公共施設配置図
- ・東浦町公共施設更新計画対象施設一覧（分類別）
- ・鉄筋コンクリートの建物の想定耐用年数について

東浦町公共施設配置図



東浦町公共施設更新計画対象施設一覧(分類別) * 公園内施設は除く

【構造】RC: 鉄筋コンクリート造、SRC: 鉄骨鉄筋コンクリート造、S: 鉄骨造、LGS: 軽量鉄骨、W: 木造、A: アルミサンドイッチパネル

No.	施設類型	施設名	施設内訳	棟名	延床面積(m ²)	建築年度	構造	
1	行政施設	庁舎	東浦町役場	本庁舎	3,395.02	1968	RC	
2				エレベーター棟	307.79	2005	S	
3				南庁舎	691.96	1994	S	
4				西会議室棟	338.18	2003	LGS	
5				庁舎北倉庫	225.31	1987	S	
6				北車庫(資源ごみ回収場)	128.96	1971	S	
7				南車庫	185.90	1968	S	
8				南西倉庫	169.40	1989	S	
9		消防団詰所	森岡分団詰所	森岡分団詰所	99.94	1981	RC	
10				緒川分団詰所	緒川分団詰所	117.69	1978	RC
11				緒川新田分団詰所	緒川新田分団詰所	101.93	1986	RC
12				石浜分団詰所	石浜分団詰所	103.24	1979	RC
13				生路分団詰所	生路分団詰所	99.22	1980	RC
14				藤江分団詰所	藤江分団詰所	77.64	1974	S
15	防災倉庫	防災倉庫	防災倉庫	320.08	1985	SRC		
16	総合ボランティアセンター	総合ボランティアセンター	総合ボランティアセンター	146.65	1987	RC		
17	学校教育施設	森岡小学校	管理棟教室	882.00	1963	RC		
18			教室棟(東)	1,064.00	1971	RC		
19			教室棟(西)	1,616.00	1973	RC		
20			特別教室棟	1,734.00	1978	RC		
21			渡り廊下	127.00	1978	RC		
22			屋内運動場	904.00	1978	RC		
23			トイレ	30.00	1978	RC		
24			プール	404.00	1974	RC		
25			プール付属室	76.00	1974	S		
26			普通教室・管理棟	2,590.00	1978	RC		
27		普通教室・特別教室棟(東)	3,458.00	1978	RC			
28		普通教室・特別教室棟(西)	1,016.00	1978	RC			
29		廊下・配膳室	288.00	1978	S			
30		屋内運動場	1,061.00	1995	RC			
31		プール	395.00	1973	RC			
32		プール付属室	52.00	1973	S			
33		卯ノ里小学校	管理教室棟	4,146.00	1979	RC		
34			教室棟(北)	1,687.00	1985	RC		
35			教室棟(南)	1,684.00	1990	RC		
36			屋内運動場	1,133.00	1979	RC		
37			プール	415.00	1982	RC		
38		プール付属室	210.00	1982	RC			
39		片葩小学校	教室棟(中)	718.00	1971	RC		
40			管理教室棟	3,389.00	1974	RC		
41			教室棟(西)	1,285.00	1976	RC		
42			教室棟(東)	1,107.00	1976	RC		
43			通路渡り廊下	167.00	1974	RC		
44			渡り廊下	18.00	1980	S		
45			屋内運動場	921.00	1984	RC		
46			プール	405.00	1975	RC		
47	プール付属室	107.00	1975	S				

48	学校教育施設	小学校	石浜西小学校	普通教室棟	1,436.00	1981	RC
49				特別教室棟	1,115.00	1981	RC
50				管理教室棟	1,890.00	1981	RC
51				屋内運動場	888.00	1981	RC
52				プール	415.00	1983	RC
53				プール付属室	187.00	1983	RC
54				理科・音楽室	318.00	1975	RC
55			生路小学校	特別教室棟	1,426.00	1983	RC
56				管理教室棟	1,664.00	1986	RC
57				職員室棟	667.00	2007	RC
58				屋外トイレ	42.00	1986	S
59				屋内運動場	933.00	1992	RC
60				プール	379.00	1992	RC
61				プール付属室	279.00	1992	RC
62			藤江小学校	管理教室棟	1,986.00	1972	RC
63				特別教室棟	1,926.00	1980	RC
64				職員室	33.00	2000	RC
65				理科室	146.00	2000	S
66				図書室棟	440.00	2002	S
67				配膳室	17.00	2002	RC
68				図工室棟	314.00	2004	S
69				印刷室	30.00	1980	RC
70				トイレ	17.00	2007	S
71				屋内運動場	925.00	1987	RC
72				プール	404.50	1974	RC
73				プール付属室	108.00	1974	RC
74				東浦中学校	教室棟(東)	726.00	1960
75			教室棟玄関		13.00	1972	RC
76			教室棟保管庫		13.00	1975	RC
77			教室棟		3,923.00	1972	RC
78			特別教室棟		2,316.00	1980	RC
79			管理棟		1,008.00	1982	RC
80			管理棟(東)		196.00	2008	RC
81			多目的室		595.00	2008	RC
82			屋内運動場		1,422.00	1970	RC
83			第二屋内運動場		1,460.00	1958	RC
84			第二屋体収納庫		43.00	1984	S
85			プール		375.00	1991	RC
86			プール付属室		439.00	1991	RC
87			北部中学校	普通教室管理棟	3,590.00	1976	RC
88				ホール・教室棟	4,821.00	1976	RC
89				特別教室棟	991.00	1976	RC
90				屋内運動場	1,223.00	1976	RC
91				渡り廊下	123.00	1976	S
92				柔剣道場	552.00	1976	RC
93				プール	375.00	1980	RC
94			プール付属室	307.00	1980	RC	
95			西部中学校	特別教室棟	859.00	1987	RC
96				普通教室棟	2,091.00	1987	RC
97				管理棟	942.00	1987	RC
98				特別教室・普通教室棟	958.00	1994	RC
99				屋内運動場	2,879.00	1987	RC
100				渡り廊下	21.00	1987	RC
101				プール	375.00	1988	RC
102			プール付属室	351.00	1988	RC	

103	学校教育施設	学校給食センター	学校給食センター	3,475.21	2014	S		
104	子育て支援施設	保育所	森岡保育園	森岡保育園	686.61	1971	S	
105			給食室		5.40	2007	W	
106			倉庫		10.53	2007	W	
107			森岡西保育園	森岡西保育園	1,337.30	1975	RC	
108			緒川保育園	緒川保育園	1,790.07	1975	RC	
109			緒川新田保育園	緒川新田保育園	1,266.10	1992	S	
110			石浜保育園	石浜保育園	1,768.49	1978	RC	
111			石浜西保育園	石浜西保育園	1,770.36	1974	RC	
112			生路保育園	生路保育園	1,001.73	1991	RC	
113			藤江保育園	藤江保育園	1,398.99	1974	RC	
114			児童館・子育て支援センター	森岡児童館	森岡児童館	329.02	1997	S
115				緒川児童館	本館	298.26	1996	W
116				緒川新田児童館	本館(児童館分→老人憩いの家も併用)	288.84	1973	S
117		遊戯室			156.61	1973	S	
118		石浜児童館		本館	386.85	1993	W	
119				児童クラブ室	37.47	1996	W	
120		生路児童館		療育室・廊下	120.38	1999	W	
121	本館			442.41	2000	S		
122	藤江児童館	本館		338.26	2001	S		
123		児童クラブ室		87.49	2003	S		
124	子育て支援センター	子育て支援センター	1,549.07	2011	S			
125	なかよし学園	なかよし学園増築棟	238.49	2010	S			
126	社会教育・コミュニティ施設	文化センター	文化センター	1,993.50	1977	RC		
127		コミュニティ・藤江公民館	森岡コミュニティセンター	森岡コミュニティセンター	788.00	1980	RC	
128			緒川コミュニティセンター	緒川コミュニティセンター	934.00	1977	RC	
129			卯ノ里コミュニティセンター	卯ノ里コミュニティセンター	733.00	1981	RC	
130			石浜コミュニティセンター	石浜コミュニティセンター	535.91	1975	RC	
131			生路コミュニティセンター	生路コミュニティセンター	510.00	1971	RC	
132			藤江公民館	藤江公民館	392.40	1968	RC	
133	中央図書館	東浦町中央図書館	2,635.00	1990	RC			

134	社会教育・コミュニティ施設	郷土資料館	東浦町郷土資料館	本館	880.05	1999	S	
135				別棟	80.00	1999	S	
136				陶芸棟	39.67	1999	S	
137	はなのき会館	東浦文化広場(はなのき会館)	東浦文化広場(はなのき会館)	453.03	1983	RC		
138			生活支援施設	生きがい活動支援通所	高齢者ふれあい施設ひだまり	261.00	1987	S
139	保健・福祉施設	福祉センター	東浦町福祉センター	東浦町福祉センター	1,186.00	1992	RC	
140			東ヶ丘老人憩いの館	森岡老人憩の家	森岡老人憩の家	172.00	1987	W
141		緒川老人憩の家		緒川老人憩の家	246.00	1980	W	
142		陶芸室		陶芸室	28.35	1980	W	
143		相生老人憩の家		相生老人憩の家	134.00	1983	W	
144		石浜老人憩の家		石浜老人憩の家	453.00	1972	S	
145		生路老人憩の家		生路老人憩の家	142.00	1982	W	
146		藤江老人憩の家		藤江老人憩の家	181.00	1996	S	
147		緒川新田老人憩の家		本館(老人憩いの家分一児童館も併用)	358.22	1973	S	
148		東ヶ丘交流館	東ヶ丘交流館	137.00	2006	W		
149		保健センター	保健センター	既設棟	764.77	1977	RC	
150			増築部分	増築部分	275.54	1999	RC	
151		勤労福祉会館	勤労福祉会館	勤労福祉会館	2,695.00	1979	RC	
152		体育施設	体育館	体育館	東浦文化広場(体育館)	2,871.99	1983	RC
153	藤江ふれあいコミュニティセンター			北部ふれあいセンター	北部ふれあいセンター	743.00	1993	W
154				西部ふれあいセンター	西部ふれあいセンター	713.03	1992	S
155				藤江コミュニティセンター	藤江コミュニティセンター	798.83	1988	W
156	公営住宅	町営藤江住宅	1号	41.96	2001	W		
157			2号	41.96	2001	W		
158			3号	41.96	2001	W		
159			4号	41.96	2001	W		
160		町営半ノ木住宅	1号	41.96	2006	W		
161			2号	41.96	2007	W		
162			3号	41.96	2007	W		
163			4号	41.96	2007	W		
164			5号	41.96	2003	W		
165			6号	41.96	2003	W		
166			7号	41.96	2003	W		
167			8号	41.96	2003	W		
168			9号	41.96	2003	W		
169			10号	41.96	2005	W		
170			11号	41.96	2005	W		
171			12号	41.96	2005	W		
172			13号	41.96	2006	W		
173			14号	41.96	2006	W		
174			15号	41.96	2004	W		
175			16号	42.79	2004	W		
176	17号	41.96	2004	W				
177	18号	41.96	2004	W				
178	19号	41.96	2004	W				
179	20号	41.96	2004	W				

鉄筋コンクリート建物の想定耐用年数について

「建築物の耐久計画に関する考え方((社)日本建築学会)」の提案式及び、これにより算出した東浦町の想定耐用年数は次のとおりです。

「目標耐久年数」の算定式による計算値

【算定式】(日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」より)

$$Y=YS \times A \times B \times C \times D \times E \times F \times G \times H$$

Y: 目標耐用年数 YS: 標準耐用年数(60年)

A: コンクリート種類 普通コンクリート=1.0、軽量コンクリート=0.95

B: セメント種類 ポルトランドセメント=1.0、高炉セメントA=0.85、高炉セメントB=0.8

C: 水セメント比 65%=1.0、60%=1.2、55%=1.5

D: 被り厚さ 20mm=0.25、30mm=0.56、40mm=1.0、50mm=1.56

E: 外壁仕上げ材 無=0.5、複層塗材=1.0、モルタル15mm以上=1.5

* 15mm以上の増打をしているものは打放でも、モルタル15mm以上塗ったものと同等と扱う

F: コンクリートの施工状況 普通の施工=1.0、入念な施工=1.5

G: 建築物維持保全の程度 劣化後も補修しない=0.5、劣化部分を補修する=1.0

H: 地域 一般=1.0、凍結融解を受ける地域=0.9、海岸=0.8

【東浦町】

$$Y=60 \times 1.0 \times 1.0 \times 1.0 \times 0.56 \times 1.5 \times 1.5 \times 1.0 \times 1.0 = 75.6 \approx 80 \text{年}$$

Y: 目標耐用年数 YS: 標準耐用年数(60年)

A: コンクリート種類 普通コンクリート=1.0

B: セメント種類 ポルトランドセメント=1.0

C: 水セメント比 65%=1.0

D: 被り厚さ 30mm=0.56

E: 外壁仕上げ材 モルタル15mm以上=1.5

F: コンクリートの施工状況 入念な施工=1.5

G: 建築物維持保全の程度 劣化部分を補修する=1.0

H: 地域 一般=1.0